

平成28年第3回京丹波町議会定例会（第2号）

平成28年 9月 6日（火）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 坂 本 美智代 君

2 番 東 まさ子 君

3 番 森 田 幸 子 君

4 番 篠 塚 信太郎 君

5 番 山 田 均 君

6 番 山 内 武 夫 君

7 番 山 下 靖 夫 君

8 番 原 田 寿賀美 君

9 番 山 崎 裕 二 君

10 番 村 山 良 夫 君

11 番 岩 田 恵 一 君

12 番 北 尾 潤 君

13 番 梅 原 好 範 君

14 番 鈴 木 利 明 君

15 番 松 村 篤 郎 君

16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町	長	寺	尾	豊	爾	君					
副	町	長	畠	中	源	一	君				
参	事	伴	田	邦	雄	君					
参	事	山	田	洋	之	君					
総	務	課	長	中	尾	達	也	君			
監	理	課	長	木	南	哲	也	君			
企	画	政	策	課	長	久	木	寿	一	君	
税	務	課	長	松	山	征	義	君			
住	民	課	長	長	澤	誠	君				
保	健	福	祉	課	長	大	西	義	弘	君	
子	育	て	支	援	課	長	津	田	知	美	君
医	療	政	策	課	長	藤	田	正	則	君	
農	林	振	興	課	長	栗	林	英	治	君	
商	工	観	光	課	長	山	森	英	二	君	
土	木	建	築	課	長	山	内	和	浩	君	
水	道	課	長	十	倉	隆	英	君			
会	計	管	理	者	下	伊	豆	か	お	り	君
瑞	穂	支	所	長	山	内	善	博	君		
和	知	支	所	長	榎	川	諭	君			
教	育	課	長	松	本	和	久	君			
教	育	次	長	川	寫	勇	人	君			

6 出席事務局職員（3名）

議	会	事	務	局	長	堂	本	光	浩
書	記	西	野	菜	保	子			
書	記	山	口	知	哉				

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 改めまして皆さんおはようございます。

本日はご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成28年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番議員・岩田恵一君、12番議員・北尾 潤君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

9月1日に議会広報特別委員会が開催され、広報発行に向け協議が行われました。

9月2日には全員協議会を開催し、報告事項等の協議を行いました。

本町新規採用職員研修のため、本定例会における一般質問を傍聴したい旨届け出がありましたので、許可したので報告します。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、山崎裕二君の発言を許可します。

山崎君。

○9番（山崎裕二君） 皆さん、改めましておはようございます。

平成28年第3回定例会における山崎裕二の一般質問を始めます。

項目は3つ起こしております。

屋外広告物について、介護保険の運用について、町道・町有地・空き地の管理についてです。

まず、1番目から行きます。

屋外広告物についてです。

町における屋外広告物の許可件数は何件か。また、屋上広告物、軒下広告物、建植広告物、へい垣広告物の類い、気球広告物、横断幕、幕広告、電柱広告物、街灯広告物、車両広告物、立看板、はり札、道路標識、スタンドの類い、張り紙など、種類ごとの許可件数の内訳はどうか、町長の答弁をお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。

許可件数ですが68件で、屋外広告物の数は252基となっております。

種別で申しますと、屋上広告物・広告塔32基、軒下広告物106基、建植広告物111基、横断幕1基、立看板2基となっております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） では、許可手数料の年額合計はどのぐらいで推移しているか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 過去3年間の推移といたしましては、平成25年度19万3,500円、平成26年度5万8,500円、平成27年度14万7,000円となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 決算報告書から抽出していただいたようです。

屋外広告物許可件数については、事業報告書を見ていたのですが、その数字と若干ばらつきがあったように思うのですが、その点についてのお答えと。

屋外広告物の目的は何か、担当課長に答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 先ほどの数字につきましては、基本的には決算書なのですが、現在での数字ということで押さえさせていただきました。

それと、目的につきましては、良好な景観の形成と風致の維持、また、公衆に対する危害を防止することを目的としております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 屋外広告物が無秩序・無制限に設置されると、良好な環境が損なわれ

たり、広告物の倒壊・落下などにより事故が発生する危険が生じるため、適正な規制を行う必要があるという見解に基づくものと評価しています。つまり、町民の安心・安全な生活環境を守ることが核となると察しています。

関連して、京都府屋外広告物条例(昭和28年京都府条例第30号)及び京都府の事務処理の特例に関する条例(平成12年京都府条例第4号)との関連はどういったものか。

また、同条例の趣旨に基づき、町の果たすべき役割は何か、担当課長に答弁を求めます。

○議長(野口久之君) 山内土木建築課長。

○土木建築課長(山内和浩君) 京都府屋外広告条例に定められている一部の事務を除き市町村が処理するもので、役割といたしましては、広告物の表示に関する許可事務や広告物の表示が禁止されている地域また場所にて、違反広告物が表示された場合、指導及び除去等の措置を講じるものです。

以上です。

○議長(野口久之君) 山崎君。

○9番(山崎裕二君) 許可手数料は、町のものになるのか、それとも府のものになるのか、どちらですか。

○議長(野口久之君) 山内土木建築課長。

○土木建築課長(山内和浩君) 町の収入として収入しております。

○議長(野口久之君) 山崎君。

○9番(山崎裕二君) それでは、3つ目ですが、許可期間1年目、2年目、3年目の屋外広告は各何件か、町長お答えください。

○議長(野口久之君) 寺尾町長。

○町長(寺尾豊爾君) 許可1年目が25件で屋外広告物数が101基、2年目が12件で屋外広告物数が40基、3年目が31件で屋外広告物数が111基となっております。

以上です。

○議長(野口久之君) 山崎君。

○9番(山崎裕二君) それでは、未更新の屋外広告物への対応はどのように行っているか、担当課長に答弁を求めます。

○議長(野口久之君) 山内土木建築課長。

○土木建築課長(山内和浩君) 期間満了に伴う更新申請を郵送にてお知らせしておりますが、未更新の屋外広告物も多いことから、今後は再度の郵送及び電話等により更新の指導をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 屋外広告物の経年劣化などのチェック体制は、そして、屋外広告物の適正な安全管理はできているのかについても答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 現時点では、京都府屋外広告物条例で、屋外広告物の掲出責任者に安全管理の義務が課せられており、屋外広告物の安全管理は設置が任意で実施されています。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） あわせて適用除外の屋外広告物についても聞きます。

特に、自己用で自己の住所内、事業所内に設置するもので、長さが5メートル以下、広さが5平方メートル以下を超えないものです。安全面の配慮はされていないといけないことは、適用・適用除外にかかわらず必要なことですが、適用除外の屋外広告物と町とのかかわりについて、担当課長に答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 京都府屋外広告物条例に規定する適用除外の屋外広告物につきましては、申請及び許可を必要としないため、町とのかかわりはございませんが、問い合わせ等があった際には説明をしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） ほかの市町村では、ホームページ上からダウンロードが可能で、町のホームページでは見当たらないもので気になるものがありました。屋外広告物自己点検結果報告書です。例えば、取り付け部分の変形または腐食がないかとか、使用部材の変形または腐食がないかとか、ボルト・ビス等のさびがないかとか、表示面の汚染、退色または剥離などがなく、表示面への破損がないかとか、その他特に点検した箇所、そういったところを書くようになっております。多分、府がフォーマットをつくっているかと思うのですが、特に安全面に配慮した項目になっております。何はさておき必要なものではないかなというふうに眺めました。他市町村のように、屋外広告物自己点検結果報告書を導入すべきではないか、担当課長の答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 現在、京都府において、屋外広告物自己点検結果報告の義務化を検討されており、京都府また他市町村の状況を見ながら導入に向けて検討したいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 5つ目に行きます。

町にある屋外広告物のうち、未申請・無許可のままとなっているものは何件程度、把握できているか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 屋外広告物につきましては、申請主義であります。未申請・無許可の調査をしていないため、把握はできておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） では、未申請・無許可の屋外広告物への対応をどういうふうにするべきか、今やっていないということですが、特に未申請・無許可、この辺が明らかにわかるときにどういうふうな対応をするべきか、担当課長に答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 未申請及び無許可の屋外広告物を発見した場合は、設置者に対して設置許可の必要性を説明し、新規申請または撤去をお願いしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 6つ目に行きます。

本年度より、町内各所に、4つの道の駅ほかを紹介した広告の設置などがありました。これらは屋外広告物に該当するのか。該当する場合、許可は取得済みか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 屋外広告物に該当するわけですが、町が公共的目的をもって掲出しているものでありまして、京都府屋外広告物条例第6条第1項2により許可申請の適用除外となっております。

以上です。

○町長（寺尾豊爾君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） それでは、道の駅の看板もそうですが、町営バスのラッピングバスは、

屋外広告物に該当するのか。同じように該当する場合、許可は取得済みか、担当課長に答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 屋外広告物には該当しますが、京丹波町には、京都府の事務処理の特例に関する条例により、車両広告については、許可権限はございません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 京都府のホームページには、自動車・電車等に表示する広告、いわゆる車両広告については、公告を表示する前に府の都市計画課へご相談くださいという一文があります。例としては、ラッピングバス、ラッピング電車、あとトラック等が書いてあります。ラッピングバス施工前に、府の都市計画課へ相談は行ったのか、担当課長に答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） ラッピングバスにつきましては、屋外広告物には該当しないというように判断しておりまして、特に担当課と調整したわけではございませんが、府のほうへは直接問い合わせはしておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 特に屋外広告物条例の厳しい京都市、今日の新聞にも伊根町が新しく独自の屋外広告物条例をつくると。京都市、宇治市に続いてそういったものをつくらうとしてるということが載っておりましたが、特に屋外広告物条例の厳しい京都市などに町営バスを乗り入れる際、同市の条例に基づき、ラッピングバスの乗り入れは制限を受けるのか。ラッピングバスの広告塔としての機能は町内運行に限定したものか、担当課長に答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 有償運送をいたします町営バスといたしましては、許可を受けた路線でなければ町営バスとして運行することはできません。したがって、町内の路線における広告塔という役割となります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） では、7つ目ですが、未申請・無許可で設置された屋外広告物に対し

て、改修、移転、除去等の措置命令を発したケース、さらには、30万円以下の罰金を科したケースはあるか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 除去につきましては、2件の事例があります。そのうち1件は除去後、別の場所で申請をされましたので許可しております。その他の罰金等の事例はございません。以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 8つ目ですが、啓発、設置、許可(更新)、管理、運用など、屋外広告物についての多岐にわたる課題を、それぞれどのように分析し、実行しているか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほども申しましたが、屋外広告物につきましては、申請主義であるため、未申請・無許可の把握が難しく、課題も多くあると認識しております。

しかし、建築確認の事前協議や都市計画の問い合わせの際には、屋外広告物の申請が必要であることを伝えたり、更新が必要になる年度には郵送による申請勧奨を行っております。

今後におきましては、京都府屋外広告物担当者会議等の中で、他市町村の状況把握や意見交換をして、管理や指導等の参考としてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 折しも、9月1日から10日までは、屋外広告物適正化週間中です。屋外広告物適正化週間とは、平成16年に景観法の制定、屋外広告物法の改正等が行われ、各地で良好な景観の形成に向けた取り組みが進展しているところです。

一方で、屋外広告物については、依然として景観との調和を欠いたものが見受けられます。屋外広告物の適正化については、地方公共団体において、さまざまな取り組みが独自に行われていますが、国としても全国において、企業や国民に対し意思啓発を図ることを目的として、平成22年度より9月1日から9月10日までを屋外広告物適正化週間として制定しました。当該週間を中心として、全国において関係団体とも連携し、屋外広告物及び同法に基づく条例の普及・啓発、違反屋外広告物に対する国民や企業の意識啓発等を推進しますとあります。この期間を利用したイベントや取り組みや調査、広報活動などが全国各地で開催されています。取り組みなどを考える余地はなかったのか、担当課長に答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 期間中に全国的にさまざまな取り組みがされておりますが、本町におきましては、実施できておりません。

近年の屋外広告物による落下被害をきっかけに、安全管理面につきましても、京都府も含め、全国的に点検の義務や管理者を明らかにするよう条例改正が検討をされているところで、本町におきましても、課題は多くありますが、安全管理面も含めまして方法活動、また、改善に向けて努力をしまいたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 看板にもしものことがあってからでは遅いので、未然に手を打っていくということが大事かと思っておりますので、これを機会に一步進んでいただければと思っております。

二つ目ですが、介護保険の運用についてです。

一つ目として、介護保険サービスの福祉用具貸与のうち、車椅子（シニアカーを含む）利用者はどのくらいか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） シニアカーを含みます車椅子の利用者につきましては、平成28年6月サービス提供分の実績では、認定者数が1,153人のうち84人の方が利用されており、利用率は要介護認定者の約7.3%となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） シニアカーの価格は30万円を超えます。自費での購入も可能ですが、介護保険制度の福祉用具貸与種目の対象であることから、要介護認定者であれば1割の自己負担、月額2,000円前後でレンタル利用が可能です。町内のシニアカー利用者数は、年々増える傾向にあるのか。そういったところを担当課長に答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） シニアカーの利用者でございますけども、平成28年6月の給付実績により把握している人数でございますが、利用者は16名でございます。

年々増えるかどうかにつきましては、やはり福祉用具の利用者全体のほうが増えているというようなことで、そのように見込んでおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） では、二つ目ですが、平成26年度までに賦課決定された介護保険料のうち、減額賦課事由が生じている保険料について、何年遡及して減額賦課していたか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成25年度までに賦課決定を行った介護保険料の減額賦課につきましては、2年間遡及して減額賦課を行っておりましたが、平成25年6月の減額賦課等の取り扱いに係る国通知を受けまして、平成26年度の減額賦課更生分からは、5年間遡及して行っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 関連して、平成26年度までに賦課決定された国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減額賦課事由が生じている保険料については、それぞれ何年遡及していたかについても、それぞれの担当課長に答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 国民健康保険税につきましては、地方税法の規定に基づきまして、同様に5年としております。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 後期高齢者につきましても、介護保険料と同様に5年間は遡及して賦課しておりました。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） それでは、3つ目ですが、介護保険料の還付加算金の消滅時効は何年加算しているか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成26年度賦課更生分からは、地方税法第17条の4の規定に基づきまして、消滅時効を5年間として算定を行っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 同じように、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料還付加算金の消滅時効についても、それぞれ何年加算しているかについて、それぞれの担当課長に答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 国民健康保険税につきましては、地方税法の規定に基づき、同じく5年であります。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 後期高齢者医療保険料につきましても、5年間でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） なぜこういった質問をしたかといった経緯ですが、6月24日の金曜日に、総務省行政評価局は、行政相談を受け、行政苦情救済推進会議に諮り、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の三つの保険制度の保険料に関し、同会議からの平成26年度までに賦課決定された保険料のうち、減額賦課事由が生じてる保険料については、5年程度は遡及して減額賦課され、過徴収となっている保険料が還付されなければならないこと。還付加算金の消滅時効を5年として適正に加算しなければならないことについて、適正な取り扱いが徹底されるように、改めて市町村及び都道府県後期高齢者医療広域連合に周知する必要があるとの意見を踏まえて、厚生労働省にあっせんしました。

三つの保険制度について、平成26年度までに賦課決定された保険料のうち、減額賦課事由が生じている場合、市町村または広域連合は5年間程度は遡及して減額賦課し、過徴収となっている保険料を還付する必要があると。

しかしながら、平成27年8月1日時点で、当局が抽出した市町村及び全国の47の広域連合の保険料の還付について調査したところ、3つの保険制度の保険料いずれについても、5年程度は遡及して減額賦課すべきところを2年と解して減額賦課しているところがありました。国民健康保険では7割、介護保険では9割の調査対象の中では、それぐらいのところは2年程度と解していたと。3つの保険制度のいずれにおいても、保険料の還付加算金の消滅時効を5年間として加算しなければならないと。

しかし、当局が抽出調査した市町村の中には、2年と解しているところがたくさんありました。厚生労働省は、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の三つの保険制度の保険料に関し、次の措置を講ずる必要があると。

平成26年度までに賦課決定された保険料のうち、減額賦課事由が生じている保険料については、いずれの市町村及び広域連合においても5年程度遡及して適正に減額賦課され、過徴収の保険料が還付されるよう改めて周知すること。

還付加算金については、いずれの市町村においても、消滅時効を5年として適正に加算するよう周知することとしています。

係るあっせんを踏まえて確認と、場合によっては改善の意味を込めてこの質問を起こしました。今、答弁をいただいたとおりで思ったと思います。

では、4つ目ですが、町の特別養護老人ホームにおいて、胃ろう（PEG）、マーゲンチューブ、インシュリンなどの医療行為を必要とされる入所者は各何人か。また、それぞれの施設で、入所前や入所時にこれらの医療行為に関する相談があった場合、どのように対応されているか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町内特別養護老人ホームの直近の状況を確認させていただいたのですが、胃ろうを必要とされる入所者は、ショートステイ利用者1人を含めまして3人、インシュリン療法を必要とされる方が4人で、マーゲンチューブを挿入されておられる方はありませんでした。

また、入所前等の対応につきましては、面接の際に、ご本人の体調を含め医療行為の必要性を確認していただいて、施設での対応が可能であるかどうかを判断されるとともに、ご家族に対し、施設としてどういうケアができるか等について説明を行い、ご家族の納得が得られるかどうかを確認されております。特に、医療的なケアを必要とされる退院後間もない方については、必要に応じてショートステイを利用いただき、施設への入所が適切であるかどうかの判断を行った上で、入所につながるケースもあると聞いております。

なお、医療ニーズが高いと判断される方につきましては、身元引受人やケアマネジャー等と相談を行いまして、その方の状態に応じて、介護老人保健施設や介護療養型医療施設を利用いただくなどの対応をされているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） では、3つ目ですが、町道・町有地・空き地の管理についてです。

まず、町道（歩道）の側溝に蓋をしてほしいとの要望があった際、区から上がってくるとかいろいろあるかと思いますが、どういった基準でその可否を判定し、対応しているのか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、町道の側溝につきましては、全て蓋つきになっておりません。蓋を設置する場合については、利用者にとって危険が予測できる箇所を中心に設置しております。設置に当たりましては、日常点検において危険と判断した箇所のほか、区長さんからの要望をもとに、現地を確認し、周辺の道路状況により蓋かけの必要性などを総合的に判断

して、危険箇所から実施するようにしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 先ほどの質問と派生させます。

シニアカーの道路交通法上の扱いはどうなっているのか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 道路交通法上では、シニアカーは電動椅子で、身体障害者用の車椅子として区分され、歩行者として扱われております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） では、蓋なし側溝、道のでこぼこ、街路樹など、あるいは狭さのためシニアカーの運行に支障がある地点について、町民の皆さんの安全確保といった面でどのように評価しているか、担当課長に答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 現在の町道の多くは、道路構造基準に定めています路肩の最低幅員の50センチを設けている道や路側帯のない道が多く、シニアカーを利用される方にとっては、安全に通行できる道であるとは認識しておりません。安全に走行できる幅は少なくとも1メートルは必要と考えますが、全ての町道の片側の路側帯を1メートル確保する道路整備は大変難しいと考えております。そのため、利用者におかれましては、利用される生活道路の状況を把握していただき、各方面から出されております通行の手引き等をごらんいただき、安全に走行していただきたいと考えております。

なお、通行の際に危険となりますのでこぼこや危険を回避するのに必要な場所の蓋かけなどにつきましては、日常の維持修繕により対応をしたいと考えております。

今後におきましては、住民全ての道路の利用状況を把握することは困難ですが、それぞれの道路利用者の状況を踏まえ、安全に利用していただける道路整備に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 2つ目ですが、町有地の雑草等の除去は、年何回、どういったサイクルで実施しているか。また、年間どのくらいの費用がかかっているのか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本庁及び各支所管内の町有地ごとに、京丹波町シルバー人材センターへ委託業務により、年1回から2回行っております。

費用としましては、平成25年度151万6,600円、平成26年度165万7,740円、平成27年度148万1,544円であります。

また、このほか不定期であります雑草等の繁茂の状況確認を行い、職員による除草作業も行っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 前回の臨時会の答弁の中で、4回程度行っているというような答弁があったかと思うのですが、今の答弁もちょっとそこがあるように感じるのですが、その点について和知支所長に答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 除草の回数でございますけども、広く年1回から4回程度のところも住民さんの要望によりする場合がございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 3回、4回といったところのほうが町有地の管理としては適正なのかなと思うのですが、次ですが、結局はそういったところに雑草の繁茂が著しいということが原因かと思うのですが、そこで一つ提案ですが、安全や生活環境保全に悪影響が生じやすい箇所、草が伸びると見通しが悪くなる箇所など、そういったところには防草シートなどを施工し、町有地の雑草繁茂を抑制するべきではないか、町長の答弁をお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう方法もあろうかなというふうに思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 4つ目ですが、町民の安全で快適な生活環境を保全する条例、ここに第46条と第47条ですが、まず、第46条で空き地の管理者の義務。

これは、空き地の所有者または占有者（以下管理者という）は、その空き地に繁茂した雑草、枯れ草または投棄された廃棄物を除去し、またはこれら廃棄物の不法投棄を防止する措置を講ずる等、空き地の周辺の生活環境を害さないよう適正に管理しなければならない。

2として、空き地の管理者は、これを物置場、駐車場等に利用し、または利用させている場合は、その置かれた物により周囲の生活環境を阻害し、または危害を及ぼすおそれのないよう適正に管理しなければならない。

第47条として、勧告及び命令と定めております。

町長は、空き地の管理者が第46条の規定に違反し、または周囲の生活環境を著しく阻害していると認めるときは、その管理者に対し適正な措置を講ずるよう勧告し、または命ずることができるとしております。

ここにおいて、空き地の管理について定めていますが、ここで言う空き地の概念・定義は何か、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 空き地の概念・定義につきましては、農地や宅地などの利用目的がなく、相当期間使用せず、放置された状態である土地、また、人が使用していても相当の空閑部分があって、人が使用していない土地と同様の状態にある土地というふうに認識しております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 例えば、東大阪市の空き地の適正管理に関する条例第2条1では、空き地とは、現に人が使用していない土地、人が使用していても相当の空閑部分を有し人が使用していない土地と同様の状態にある土地、その他市長が適正に管理する必要があると認めた土地をいうとあります。

さらに、空き地のほか、空き家などの建物なども適用対象に加えている条例もあります。

ちなみに、町民の安全で快適な生活環境を保全する条例第2条には、定義集があり、第46条・47条の条項の中にある生活環境という用語の意義を人の生活に係る環境を意味し、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接に関係のある動植物及びその生育環境を含むものとするとして定めています。

こういった事例も踏まえて、再度、町の条例でいう空き地の概念・定義についての補足説明を担当課長に求めます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 先ほど町長が申したとおりでございますが、さまざまな状況がございます。現在、空き地といいましても、当時開発された分譲住宅でありますとか、また空き家と庭などの繁茂の状況、さまざまな状況がございます。基本的には、先ほども申しましたように、放棄された土地でありますとか、また近くに所有者がお住まいでありましても、

放置された状況、手がつけられていない状況というような部分につきまして、そういった概念・定義を定めているようなところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 条例に空き地の定義・概念がなかったのは、意図的なことなのですか。お答えください。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 現行の条例、今も申しましたように、本町が抱えている現状を踏まえまして、雑草でありますとか枯れ草に加え、空き地に投棄された廃棄物の除去でありますとか、また、不法投棄を防止する措置に及ぶ管理までも義務としていること。また、先ほど議員もおっしゃいました物置場でありますとか駐車場の利用、またその他のものに利用されている場合のケースにまでも適正な管理を義務づけております。その管理範囲も広く規定されております。空き地に特定せず、そういった広い範囲の条例の文字どおり、京丹波町民の安全で快適な生活環境を保全する条例というような位置づけで制定されたものであります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） では、今言ってもらった、町民の安全で快適な生活環境を保全する条例と、旧瑞穂町が制定していた空き地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例（昭和51年瑞穂町条例第9号）となっておりますが、それとの相違点、比較はどういったところがあるか、担当課長に答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 旧瑞穂町の条例でいいますと、危険な状態というような文言が出てきております。危険な状態はどういう状態かといいますが、災害または発生の原因となるような状態というようなこととされているのに対しまして、先ほども申しましたように、現行の条例につきましては、広範囲の管理範囲も広く規定されておることと、そういった違いがあるかなというふうに思いますし、また、不適當な管理に対しましては、指導または助言となっているのに対しまして、現行は勧告と少し強めになっている。そういった差異が見受けられると思います。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 旧瑞穂町の条例、雑草除去条例とか草刈り条例では、空き地とは、現に人が使用していない土地をいうというふうにあります。合併時にできた生活環境を保全する条例の中でも、こういったところが踏襲されたという経緯があるのかどうか、そこにつ

いても答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 合併当時、こういった部分がどういうふうに踏襲されてきたかというのは、十分把握はしていない状況でございますが、もちろん旧町の条例を照らし合わせながら、合併後の本町に合うような条例が作成されてきたものと理解しております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 他方、日本国憲法の第29条では、財産権は、これを侵してはならないとなっております。

2つ目として、財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。

3つ目として、私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができるとしております。

こういったところから、財産権の不可侵を定めているわけですが、空き地の管理を定める条項は財産権の行使を規制することにならないか、担当課長に答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 憲法第29条第1項では、財産権を侵してはならないというふうにあります。

また、第2項では、法律でこれを定めるといたしておきまして、命令による規制はできないということから、恐らく論点となりますのは、地方公共団体の自主立法、いわゆる条例による規制であると考えておりますが、これにつきましては、否定説もあります。

しかしながら、条例では、地方議会という民主的基盤に立って制定されるものでありまして、法律と実質的に差異はないというふうに解しておきまして、地方的な事情により地方公共団体が財産権を規制することが適正な場合にまで憲法が条例による規制を否定しているとは言えないとする肯定説に立っているものであると考えております。

また、判例では、最高裁は肯定説をとっているところでもございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今言ってもらった奈良県ため池条例事件判決、昭和38年6月26日において出てきております。その辺も踏まえて確認しますと、空き地の適正管理条例は、住民等の財産権の行使を規制することになるため、憲法上、違法であるか問題となります。今、争点として、あぶり出して住民課長にももらいました。

日本国憲法は、財産権の不可侵を定めるとともに、「財産権の内容は、公共の福祉に適合

するように法律でこれを定める」と規定しているため、条例で財産権に規制ができるかということが問題となります。最高裁は、奈良県ため池条例事件判決、先ほども言いましたが、昭和38年6月26日において、少なくとも災害防止上の必要がある場合には、財産権の行使を条例で規制することを認めています。

また、憲法で、憲法のいう「法律」とは、「形式的な意味の法律に限定されず、地方自治法の定める普通地方公共団体の事務に関し、公共の福祉のため当然に受忍すべき財産権行使の内在的制約を、いわゆる行政事務条例をもって定めることも許される」とする判決。これは、平成2年9月18日の水戸地裁の判決もあります。学説上は、災害防止の目的に限らず条例で財産権規制ができるとする説が有力である。実際、環境保護の目的等で条例による財産権規制がたくさん看取できると。そこで、住民の安全や生活環境などを保全する目的で、空き地の管理者が当然に受忍すべき財産権行使の規制を行う条例を制定することは、憲法上可能と言えるということが言えるかと思えます。これは、札幌大学の福士教授の論文に基づく引用ですが、こういったところを踏まえた上で空き地のことも考えていかないと、財産権とどういう兼ね合いがあるのかというところが問題になってくる可能性があるので、補足で質問を起こしております。

5つ目ですが、町民の安全で快適な生活環境を保全する条例に合致する空き地の管理について、たくさんの定義を言っていただきましたが、近隣の町民の方などの要望を受けて、適正な措置を講ずるよう求めたケースはどのぐらいあるのか、町長の答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成27年度ですけれど、71件の管理依頼を行っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 事業報告書に記載されているものを確認しますと、平成23年度は46件、平成24年度は57件、平成25年度は76件、平成26年度は51件、そして、今お答えいただいたように、平成27年度は71件となっております。件数はこれでわかるのですが、それでは、どういった指導内容を具体的にしているのか。具体的な指導内容について、担当課長に答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 先ほどの答弁とも重複するかもしれませんが、町内、分譲住宅が多ございます。それもそのまま放置された状況でございまして、しかしながら、近所に家も建っておるといような状況でございまして。そういった状況の中で、この頃、特に多いのが

分譲住宅の雑草に対する苦情が多ございまして、法務局のほうで地権者も調べながら相手さんのほうに通知も出し、そういった改善を図っているような状況でございまして、特に多いのが分譲住宅地、また、最近、その次に多く感じられるのが農地です。遊休農地の繁茂が発生して、近隣の農地に迷惑をかけているというケースが多いように感じます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） それでは、同条例に基づく適正管理のために、空き地管理者などに向けてどのようなアクションを継続的に、定期的に行っているのか、担当課長に答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） なかなか件数も多ございまして、一旦、除草してもらってもまた生えてくるというような状況で、なかなか堂々めぐりという部分がございます。そういった状況の中で、根気強く通知をし、また電話で連絡できるところはさせてもらうというような行動をとっております。そういった地道的な指導といいますか、作業が徐々に功を奏していったらいいなというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 旧瑞穂町の条例では、その業務に携わっていた方から、固定資産税の納付書の送付時に草刈りの依頼文を同封していたなどというふうに聞いております。ふるさと納税との連携なども視野に含めることはできるかなというふうに考えますが、こういった運用面のアクションについての見解を求めます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 他課にまたがるそういった取り組みも重要だと思いますので、今後におきましては、関連課とも協議しながら、よりよい取り組みができればいいかなというふうに考えておりまして、またその辺も協議する余地があるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 一方では、町有地に関して草刈りを年2回から4回程度していると。そして、一方では、空き地の管理者に対してこういった勧告なりを行っていくというようなことができるようになっております。そういったところから町有地の管理についても、もう一度改めて考えていただいて、空き地の勧告、適正な管理ができていくかどうかといったところと、町有地の適正な管理ができていく方とも照らし合わせて、再確認していただきたいと思っております。

6つ目ですが、啓発、運用、勧告など、今言っていた分とかなり重なるかもしれませんが、空き地の管理についての課題をそれぞれどのように分析し、実行しているか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 空地への不法投棄につきましては、土地所有者からの申し出により、啓発看板等を設置し、再発防止に努めているところであります。

運用につきましては、害虫の発生や雑草等の繁茂について、近隣住民から苦情等があった場合は、土地所有者に対しまして、管理依頼文書の送付や電話連絡、それでもだめなときは、居住地へ訪問実施しております。

勧告につきましては、現在のところ適用したことはありませんが、余りにも生活環境に大きな影響を及ぼすと思われる場合は、その時点で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） ここまでやりとりさせていただいて、空き地の定義づけ、対応、運用など、全てにおいて実効性を伴った改善を行う余地があるのではないかなというふうに評価していますが、その点について住民課長、再度答弁をお願いします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） おっしゃるとおりでございます、なかなか難しい課題であると認識しております。今後、管理する方の高齢化でありますとか、いろんな状況が変わってきておりますので、なかなか難しい部分がございますが、基本的にはこの条例に基づきまして、各所有者に指導なり、またお願いなりをしていきたいなというように考えております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 最後の質問ですが、空き地のみならず、空き家について最後に触れさせていただきます。

昨年5月、空き家対策特別措置法が完全施行しました。同法に基づき、空き家の適正管理に関して、どのように対応していく計画となっているのか。最後に、担当課長、答弁をお願いします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 以前の一般質問等でもあったと思いますが、現在、土木建築課のほうで空き家の調査、委託のほうで予算化しておりまして、そちらのほうでまず空き家がどれだけ町内にあるかという把握をする調査をするようになっております。それに基づいて関

係部署で協議をして、取り組みをしていくというようなことになるかと思えます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） それでは、今回の一般質問をこれで終わります。

○議長（野口久之君） これで、山崎裕二君の一般質問を終わります。

次に、村山良夫君の発言を許可します。

村山君。

○10番（村山良夫君） 今、議長に発言に対する許可を得ましたので、かねて提出しております通告書に基づきまして、平成28年第3回定例会における私の一般質問を行いたいと思えます。

寺尾町政の2期目では、大規模な事業投資が行われました。今後も、新庁舎の建設とか老朽化している須知幼稚園、上豊田保育所の統合事業であります認定こども園等の大型事業投資が推察されます。

また、一方では、いつも町長が寺尾町政の中で、重要施策の1つとしまして、財政運営の健全化も挙げておられます。

そこで、平成27年度の決算に基づきます財政状況についてお聞きをしたいと。特に、財政の健全化を示す指数は、実質公債費比率と経常収支比率があると思うのですが、まず、最初に、実質公債費比率についてお聞きをしたいと思えます。

平成27年度の指数は、過去3年間に比較して改善できたのかどうかお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 実質公債費比率は14%でした。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 14%ということは、0.4%改善ができたことになっているのですが、改善ができた要因は何か。また、改善の状況というのは、今後継続性があるのかどうかをお聞きをしたいと思えます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 平成27年度の決算によります実質公債費比率は、14%ということで、前年度から0.4%の改善を見たところがございます。これにつきましては、単年度での指数が大幅に減少したというところがございます。これにつきましては、一般的には交付税の額を含めまして、標準財政規模というのが伸びてきたというような状況、あるいは、収入額におきましても、税収とかの伸びもあったというようなことで、単年度での数値を見て見ますと、減少したという状況がございます。ただ、長い目で見ていきますと、今後の交付税の措置につき

ましても、一本算定となるということで、大幅に基準財政需要額が減少をするという状況も見ておりますので、今後につきましては、非常に厳しい状況になるというのは変わらないという状況でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 今も話がありましたけども、平成27年度の決算につきまして、監査委員さんからの報告の中で指摘がありますのが、平成27年度には、市町村住民税の所得割における譲渡所得の増額によるものがあると。これが大きい原因ではないかというふうにある。ただし、この増額分については、一時的なものであって、毎年町税がこのまま推移するというわけではないというような意味の指摘だと思うんです。そういうことから考えますと、今も課長のほうからは、今後の見通しについては慎重に取り組まないといけないと。改善が進んでいくとは思えないと。十分重視してやっていかないと、この状態を維持することは難しいようなお話がございました。監査委員さんの指摘事項を適合しますと、そのとおりだと思うわけです。

そこで、もう少し具体的に、今後5カ年における公債費、いわゆる分子の部分ですね。分母も増えることも大事ですけど、今後の状況を見ると、分母が増えるということはなかなか難しい。要するに、分子を減らさないといけないと思うのですが、分子が今後5年間でどのように変わるのか、予測をしておられるのかお聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 公債費につきましては、味夢の里整備事業を初めとした大型事業の償還が始まることから、平成29年度以降は増加を見込んでおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 一応、新町まちづくり計画、財政の状況についての計画数字というのは、この資料しかないというように思います、これは私の勉強不足かも知れませんが。この部分の平成33年度の状況を見ますと、平成27年におきまして、公債費の額は1億7,900万円、約13%増加をいたします。

一方、歳出の分母になるほうは、96億8,600万円ということで、17億3,400万円、18%ほど縮小をします。これを単純に考えますと、公債費の額は13%増えて、その分母になるほうは18%減少するということは、割り算ですから、数値は上がるということになります。この数字で考えますと、14.0%というのは、到底維持が不可能ではないかと思うのですが、町長でも課長でも結構ですけど、その辺の推測についてはどのようにお

考えなのか。また、新町まちづくり計画との適合性というのはどうなっているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 新町まちづくり計画で申し上げますと、ただいま村山議員がおっしゃいましたように、分母となる部分については、交付税等の額が減ってまいりますので減少しますし、公債費等の分子になる部分が増加をするということでございますので、単純に計算をしますと、当然、比率等につきましても、上昇をするという状況が将来的にはなっております。その部分につきましても、通常の経常的な経費の削減でありますとか、事業を実施する際の有利な財源の確保でありますとか、そういった一定の努力を当然必要としておりまして、数値を上げないための対策として、そういった対応も今後必要になるというふうに考えております。

また、計画としましては、新町まちづくり計画というのがございますけれども、まちづくり計画につきましても、合併当初におきまして、今後の財政需要とかを見込んだ上で、合併特例債などの有利な起債を借り入れる際の一つの計画ということで策定をしたものでございまして、それ以降で、昨年、一部見直しをしまして、計画期間を10年から15年に延長したわけですがけれども、基本的な考えというのは、その際同時に変更はしておりませんので、あくまでも合併当初に計画をしていたまちづくりの方向性が数字であらわされているものということで、今後におきまして、その計画との整合性というのは、開きは出てくるものと考えております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） ちょっと私理解ができないのですが、新町まちづくり計画というのは、財政上の数字というのは、やはり一つの町の方針ですから、計画どおり全ていくということはないと思うのですが、限りなく近づかないと計画の意味がないと思うのですが、もう一度確認しますが、それが大幅な違いが出てきても、それはやむを得ないということになるのですか。もしもそうだとしたら、できる計画を立てないと、できない計画を立てたのでは意味がないと思うのですが、その辺のお考えはどうなっているのかお聞きをします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まちづくり計画につきましても、先ほども申し上げましたように、合併当時の将来的な予測に立った上での計画ということになっております。その部分で現在の状況等と情勢等も大きく変化をしている状況でもありますので、まちづくり計画に関しましては、先ほど言いましたように、目的が主には合併特例債の借り入れの対象となる事業を

計上したりとか、そういうような形で取り組まれてまいったものでございますので、それを時点修正というのは現に計画としては行っていないところでございます。そのため、財政としましても、将来的な見通しを持って計画的に運営をしていかなければならないということでもありますので、今後の財政見通しという、10年とか15年スパンでの計画というのは財政係としても持った上で、毎年の予算編成等に臨んでいるところでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） そしたら、これとは別に、現実的というんですか、目標として手が届くというか、計画を立てないと、先ほど課長がおっしゃったとおり、予算編成そのものが不安になってきますので、できるだけ早くそういう計画の数字も示してほしいなと思います。

余りこのことだけに時間を費やすことはできませんので、次にもう一つの経常収支比率についてお聞きをしたいと思います

平成27年度決算の数字は、もう既に説明いただいた決算によりますと、改善をしております、非常に努力があったのかなと思うのですが、改善の要因というのは何か。また、継続性があるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） ただいまのご質問ですけれども、平成27年度におきましては、経常収支比率、若干改善をしている状況でございます。主な要因としましては、一つには、先ほどもありましたように、地方税のところで増収があったというものでございますし、また、地方消費税交付金が大幅な伸びであったというようなことから、経常的な一般財源が伸びている状況でございます。

また、一方で、歳出側におきましては、公債費につきましては、減少傾向に来ておりまして、公債費の額も平成27年度は減少をしたということで、そういったものが要因となりまして、経常収支比率は下がったものでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 確かに、公債費は、平成27年度は下がっているのですが、平成28年度、平成29年度と今度はかなり増加をしていって、先ほども申し上げましたように、平成33年度では、現在の決算から約1億8,000万円ほど増加することになっています。経常収支比率は、いわゆる経常的支出、経費が予算の中でどれだけを占めるかということで、これが90%を超えると、財政が硬直化して、新しい事業がやりにくくなる。過去に私が質問したときに、確かに、100%を超えている自治体もあります。ありますけれども、それは健全な内容ではなしに、国とか総務省関係の指示では、70%から80%までが好ま

しいというように言っているようですので、そういう意味では、83.9%というのは、改善はされてますけども、今後もっと改善をしていかなければいけないということになるわけだと思えます。

そこで、これも先ほど回答されてて、若干、計画として見るべきものではないとおっしゃってる新町まちづくり計画によりますと、予算規模は、先ほど申しあげましたとおり、縮小をします。しかし、主な経常的経費というのは人件費ですね。平成33年度の計画と比べまして6,900万円減少になる。公債費が1億7,900万円増加します。物件費は2億3,300万円減少になります。差し引きしますと、経常的支出のうちの主たるものは、余り減少をしない。しかし、予算規模は、今も申しあげましたように、19%ほど縮小するということになりまして、この比率も今の数字はよくなったということで、楽観視しているわけには行かないように思うのですが、その辺の見解について、町長でも課長でも結構ですので、お聞きをしたいと思えます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 計画で申しあげますと、当然、今後、公債費等の伸びが出てまいります。また、人件費を含めまして、物件費等の歳出部分も伸びるといような予測にもなっております。将来的に経常収支比率というのは高まるという予測がございます。今後、また、普通交付税の縮減というのも出てきておりますので、それに見合ったような形で、当然、歳出外につきましても縮減を図る必要があるということで、これは予算編成の都度に申しあげておりますように、各担当課において必要最小限での予算計上なり、予算執行に努力していただきたいということで、日々申しあげているところでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 先ほどの公債費比率もそうですし、経常収支比率もそうなのですが、新町まちづくり計画をそのまま計画にしてやっていくのは無理のような説明にとれました。

そこで、予算編成をしてもらうためにも、やはり5年間ぐらいの中期的な、10年の長期も含めまして、5年ぐらいの財政目標はちゃんと立てて、その中で予算編成をしていかないと、1年ごとにやっておれば、なかなか財政改革というのはできないと思えます。そういうお考えがないかどうか、町長の見解をお聞きしたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 中期計画はあるべきだというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） それでは、できるだけ早くそういうものを立てていただいて、平成29年度予算は、その計画に基づいて立てていただけるような体制をつくっていただくことをお願いをしておきたいと思います。

次に、これも前回に質問をしたのですが、財産に関する調書というのが決算資料の中にあります。この中で、特に、施設の建物等についてお聞きをしたいと思います。

財産に関する調書の中では、そうは書いていないのですが、財産として位置づけられている建物等があるわけですが、現実的には、これが財産、いわゆる資産でなしに、将来、撤去するとか、いろんな改修をするとか、潜在的負債の要素を持っているように思うんです。現在の単式簿記では、そういうことが読めませんので、極端なことを言えば、10億円で建てた100年前の1万坪の建物は、100年経ってても1万坪の建物として残っているわけです。しかし、そういうものは撤去するより仕方ないと思うのですが、撤去費用はそれに含まれていない。これが財産に関する調書だと。こういうものがある中で、平成26年度の財産に関する調書に基づきまして、町の施設である建物等が今現在14万3,742平方メートル。平成27年度もほとんど変わってないようですが、これだけあるわけですね。これについて、今申し上げましたように、本当に資産なのか、それとも撤去とか、改修とか、改築とか、いろんな負債の部分を含んでいるのかどうかということを精査・確認をしたいと思います。そういうことに基づきまして、ちょっとわかりにくい質問ですが、ご理解をいただいて、ご協力いただくようお願いをしたいと思います。

まず、最初にお聞きしたいのは、当初の事業目的としては、もう使っていないけども、行政サービスの施設として再活用している施設について、次のことをお聞きします。

今申し上げました当初の事業目的以外に再活用している施設の数と面積はどれぐらいか。把握をしておられたらお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 17施設で延べ床面積は、約1万3,984平方メートルです。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） この17件、1万3,984平方メートルの中には、一つの活用として、倉庫として活用されているのではないかと思うんです。倉庫も二通りありまして、個人情報等を、機密資料等を保管する倉庫と、それ以外の機密性はないという行政上必要な道具、看板とかそういうものを保管している倉庫と2つあるわけですが、最初に機密資料等を保管している倉庫というのは、何戸で何平方メートルあるのかお聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

- 町長（寺尾豊爾君） 2施設で延べ床面積は、約3,497平方メートルです。
- 議長（野口久之君） 村山君。
- 10番（村山良夫君） 2つの施設ということですが、それは、行政上、外部に対して機密を保持しなければならない資料等が入っているということだと思っておりますが、これらのものについて、機密保持とか、防犯とか、防火対策というのはどういう対策が講じられているのかお聞きをしたいと思います。
- 議長（野口久之君） 寺尾町長。
- 町長（寺尾豊爾君） 施設は常に施錠し、管理しております。また、職員による不定期の巡回を行うとともに、シルバー人材センターに対しまして、週1回の頻度で巡回を委託しております。
- 議長（野口久之君） 村山君。
- 10番（村山良夫君） 特に、確認をしておきたいのですが、施錠されているということですが、鍵の管理、それから使用した人とか使用した日時等の管理、いわゆる管理簿みたいなものは作成されて、それはどこの部署が管理されているのかをお聞きしたいと思います。
- 議長（野口久之君） 中尾総務課長。
- 総務課長（中尾達也君） 鍵の管理につきましては、総務課で管理をいたしております。また、使用の確認とかで持ち出す場合につきましても、使用簿なりを設置をしております、その都度記載をし、状況を確認しているところでございます。
- 議長（野口久之君） 村山君。
- 10番（村山良夫君） 管理については、きちんとしていただいておりますので、本当にいいことだと思うのですが、1カ月ほど前に、実は、ある町民の方から、個人情報に関するようなものが窓越しに見えた。そのことを総務課だと思うのですが、町のほうへ言ったら、10年以上経ってる時効のものだから構わへんねんみたいな話だったので、やっぱり個人情報には時効はないと考えるといけないと思うのですよ。そういうこともおっしゃってましたので、そういうことがあるということを考えてほしいと思います。
- それと、もう一つ、防火とか防犯は大丈夫なんでしょうか。その点もお願いします。
- 議長（野口久之君） 中尾総務課長。
- 総務課長（中尾達也君） 防火に関しましては、木造の建物でもございまして、仮に火災等が発生した場合の対応といったところについては、できていない状況にございます。そういったことで、まずはシルバーさんをお願いしての不審者の対策でありますとか、職員がその

都度施設を利用した場合の確認とか、そういうもので安全をカバーをしているという状況に
ございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） これは提案なのですけども、現在そういう資料を倉庫に保管してお
られる状態ですけど、やはり時間が来たら焼却処分されているのかもわかりませんが、なか
なかそれをずっと続けるということは不可能だと思うんです。私事で恐縮ですけど、私が勤
務してました金融機関では、かれこれ三、四十年ぐらい前に倉庫にある資料を全部写真に撮
りまして、写真で管理をして、倉庫そのものは縮小をして、資料に対応するという方法をと
りました。今後、町の事務も、今までのアナログから当然デジタルに変わると思うんです。
そういう意味も含めまして、写真というのも時代遅れかも知れませんが、デジタル化さ
れた資料で管理をされるという改善をされることを提案しておきます。できればそうしてほ
しい。そのことが今後の新庁舎の施設の内容にも影響してくると思いますので、一つ提案を
しておきますので、よろしくをお願いします。

次に、機密が必要でない行政資材を保管している倉庫というのは、結構、あちこちにある
というように思うのですが、これの数と面積というのはどれくらいかお聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 4施設、延べ床面積が約4,914平方メートルです。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 意外に少ないですね。もっと多いのかなと思っていたのですが、そ
れで結構です。ただ、私がこの質問をするに当たりまして、もちろん中へは入れませんので、
そう思われる施設の外側から見てますと、多分、行政資材として保管をしておいて、また利
用するというようなことをされてないのではないかなというものが、かなり混入しているよ
うに思うのですが、その辺のことは分析されてるといえるか把握されてますか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 主には、行政資材ということで、例えば選挙の啓発用の資材であ
りますとか、看板類でありますとか、そういった部分につきましてはの保管が中心でございま
す。全く不要のものを保管をするというところにつきましては、行っていないというところ
でございまして、幾らかの利用実績が伴うものについての保管をしているというふうに理解
をしております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君）　　そういうように回答していただいているのに、まことに失礼な質問かも知れませんが、私が見た中では、学校の廊下でしたけども、段ボールの箱とか、いわゆるごみ屋敷みたいになっている部分がありました。もう一度確認をしておいていただきたいと思います。

その次に、これらの施設の機密保持までは要らないと思うのですが、防犯とか防火の管理はされているのかどうかお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君）　　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　　施設は常に施錠し、管理しています。また、職員による不定期の巡回を行うとともに、シルバー人材センターに週1回の頻度で巡回を委託しております。

以上です。

○議長（野口久之君）　　村山君。

○10番（村山良夫君）　　次に、現在、当初の目的にも使用せずに、また再活用もできない建物というのがあると思うんです。そういうものについては、解体撤去するということになるのだと思うのですが、再活用ができていない、利用されていないのだから撤去するより仕方ないわけですけど、撤去をする必要がある施設の数と面積は把握されているかどうかお聞きをします。

○議長（野口久之君）　　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　　直ちに解体撤去すべき施設はありません。

○議長（野口久之君）　　村山君。

○10番（村山良夫君）　　そうではなしに、再活用をしていない。建物だけが残っている。撤去は予算的なこともありますので、直ちにすることはないかも知れませんが、近い将来、撤去しか方法がない。ほかに使う道がないというものがあるかどうか。その数、それから面積を把握されてましたら教えてほしいと思います。

○議長（野口久之君）　　中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君）　　将来的に取り壊し等の必要な施設というものもたくさんあるわけですが、総数につきましては、把握ができておりません。撤去につきましても、今後の活用という部分も中には協議をしているところもございますので、そういったものがございまして、全く使わない、撤去するという施設について、数字等を申し上げなかったものでございます。

○議長（野口久之君）　　村山君。

○10番（村山良夫君）　　そういうこともあると思うのですが、しかし、耐震の問題とかを考

えますと、現在も再活用ができていないのに、将来再活用が起きるということは、現実的にはなかなか難しいことだと思います。それはそれで結構です。

その次に、こういう施設の中で、アスベストを使用した建物がどれだけあるのか。アスベストの吹きつけとか、アスベストを含んだ建設資材を使用したものがあるわけですけど、このことについて次のことをお聞きしたいと思います。

アスベストを使用したり、建材があつたり、吹きつけをしたりしている施設の数と面積は把握されているのかお聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 該当の施設はありません。アスベストを使用した施設の解体時には、調査に基づき適切な飛散防止、ばく露防止を行うとともに、廃棄物の適正な処理を行う必要があるというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） なければ結構です。この費用というのは、べらぼうに高くつくというように聞いてまして、その費用が要らないということは、非常にうれしいことだと思います。

次に、今度は、当初の目的どおり現在も使用している施設について、次のことをお聞きしたいと思います。

まず最初に、現在も行政施設として使用しているけども、耐用年数が経過している施設について次のことをお聞きします。

耐用年数が既に過ぎてている施設の数と面積は把握されてるのかどうかお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 43施設で延べ床面積は、約1万2,995平方メートルです。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） これらは、耐用年数が過ぎてるということは、結構大規模な修理とか改修ということをしなければならないと思いますが、その計画はどのようになっているのか、対策計画があればお聞きをしておきます。なければ結構です。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 施設の更新や改修が必要になった時点で、施設ごとに対応を決定したいと思います。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 今までややこしい質問を長々と続けてきたのですが、それは、実は、

次の点をお聞きしたいための事前にお聞きをした次第です。

今、財産に関する調書のうち、建物等につきましての精査をしていただきました。その具体的な費用、例えば、改善をするために必要な費用とか、撤去するために必要な費用というのを概算で結構ですので、把握されていたら順番に聞いていきたいと思います。

まず最初に、行政資産として再活用が不可能で、早期に解体が必要な施設の解体費用の概算は、するしないは別として、どれくらいか把握されてたらお聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 用途廃止した場合でも、施設の貸し付け等公用、公共用以外の活用も含め検討しますので、現在直ちに解体撤去を行う施設はないということです。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 将来しなければならないというものを含めてお願いをしたいと思うんです。今の問題ではなしに、私が言いたいのは資産だけでも、将来そういう解体費用がかかるという負債の部分を予算編成とか、先ほどから申し上げております財政計画の中に組まなければならないと思います。

その次に、これもしてないとおっしゃるかもわかりませんが、当初の事業目的には活用しているが、耐用年数が経過しており、更新または修理の概算費用はどれくらいか、把握されてましたらお聞かせください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 施設の更新時には、今後の利用見込み、施設の規模、立地、整備する時期などを考慮する必要があるため、更新費用の総額は試算しておりません。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） これからの質問も意味がないかもわかりませんが、一応、質疑上、出しておりますのでしておきます。

次に、耐用年数は経過していないが、今後10年以内に大規模な改修が必要な施設の改修費用はどれくらい程かかるものか。把握しておられたらお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 用途を廃止した施設の再利用のための必要となる費用については、試算しておりません。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） あと、5項目ほどこういう質問をしているんですけども、多分、この調子だと、全部算出をしておられないということになるかと思いますが、無駄な時間は

費やす必要がないと思いますので、それはやめます。ただ、今申し上げましたように、施設でかなり時間が経ったり、また活用もされてないし、いろいろと費用の係るものがあると思うんです。これを大体どれぐらい必要なものかをお聞きしたいと思うんです。これは、そのとおりにはないとは思いますが、行政用の建物等は、先ほども申し上げましたように、合計14万3,742平方メートルなんです。その中で行政財産としているのが12万1,708平方メートル、普通財産としているのが2万2,034平方メートル、85%と15%あるんですね。この15%、2万2,034平方メートルを、将来、解体をしなければならぬというようにしますと、解体費用というのは、平米1万円前後と言われてますので、2億2,000万円ほど、将来、その費用がかかるということになるのですが、そういうようなものの見方というのは、町長は持っておられないのかどうかお聞きをしておきたいと思っています。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう試算は現在しておりません。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 財政改革をやっていくという中で、こういうものも何も見ていないということになりますと、本当に財政改革に取り組んでおられるのかということに私は疑問を感じます。財政というのは、1年で改善したりということは到底無理だと思います。最低やっぱり5年とか10年、長い間かかって体質を変えていかないと、財政改革というのはできないと思います。そういうことを踏まえまして、もう一度、実質公債費比率の具体的な改善、先ほども申し上げましたように、短時間的には改善はされてますけども、将来の状況を把握しますと、たやすいことはないと思うのですが、このことについてどのようにお考えなのか、見解があれば聞きたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 具体的な財政改善策としましては、将来の公債費負担の抑制を図るため、借り入れる地方債は交付税への算入割合の高い過疎債・合併特例債等に限定しております。また、実施します投資的事業につきましては、住民福祉の維持向上という観点から優先順位の高い事業に限定しまして、国・府支出金等地方債以外の特定財源の確保に努めまして、地方債発行額の抑制に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（村山良夫君） 一つそのようによろしく願います。ただ、合併特例債も、一応、70%は交付税対象になるということですけど、現実で計算しますと、やっぱり40%ぐら

い負担をしなければならなくなるようです。そういうことも計算に入れて、3割だけ負担したらいいというのは、若干違うと思いますので、一つ検討の中に入れておいてほしいと思います。

その次に、経常収支比率も同じく、これも分子の改善ができていないと思います。特に、人件費、物件費、公債費、質問には書いていませんが扶助費、これらは、なかなか縮小することは難しいと思うんですけど、難しい中でもやっていかなければならないと思うのですが、その辺の覚悟について町長の見解をお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 人件費・物件費につきましては、一定水準の住民サービスの維持を図る中で、節減に努めてまいります。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 次の財産に関する調書は、質問をする要素がありませんので、これは省略します。

最後のまとめみたいな質問になるのですが、今まで質疑をさせていただきました。今後の財政運営について、直近のことについて、町長の見解をお聞きしたいと思います。

まず、財政の改善は、健全化というのは、非常に難しいと思います。町長もそのようにお考えなのかどうかお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 財政改善に向けて努力をしてみている覚悟でおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） もちろん努力をしていただくわけですけど、これはかなり難しいと思いますので、少なくとも5年とかの計画を立てて、予算編成をしていただきたいと思います。

それから、直近のことで、これは私の意見ですので、思いですので、そのように考えた中で町長の見解をお聞きしたいのですが、私は、庁舎の新築も非常に大事かとは思いますが、当面は須知幼稚園と上豊田保育所を統合した認定こども園を先にやるべきだと思うのですが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

それから、調書については、将来のデジタル化とか、耐震とか、災害対策とか、いろいろと時間をかけて検討する必要があると。審議会か何かしておられますけども、と思いますので、こども園のほうを先にやるべきだと思うのですが、町長の見解をお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 承りましたけれど、どちらも大事だという認識です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） どちらも大事で、どちらも一緒にやれたらいいのですが、なかなか難しいと思います。先ほどおっしゃいましたように、費用対効果を十分に考えまして、やっていただきたいと思います。そのことを申し上げまして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、村山良夫君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。10時50分まで。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、松村篤郎君の発言を許可します。

松村君。

○15番（松村篤郎君） 初めに、先の台風10号によりまして、東北地方並びに北海道で甚大な被害が発生しました。この台風によりまして、お亡くなりになりました被災者の皆様に哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様方にお見舞いを申し上げたいと思います。今後の復興を祈るのみでございます。

それでは、平成28年第3回定例会において、一般質問を議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして行いたいと思います。

1点目に、畑川ダム周辺整備につきましてお尋ねしたいと思います。

畑川ダム周辺整備につきましての質問も過去何回かさせていただいておりますが、いまだ進展していない状況を見て、やむを得ずまた今回も質問をさせていただくことになりました。

畑川ダムは、京都府初のダム建設事業として、平成4年度の事業開始からようやく20年後の平成24年度に完成いたしました。ダム完成からもはや4年が経過し、そのダムの果たす役割が順調に機能していることは、本町にとって貴重な財産となっております。

一方、ダム湖周辺の整備状況につきましては、さくら苑など、事業の形としてあらわれておりますけれども、本来ならば、ダム完成時とあわせ広域的な周辺整備が事業化され、推進が図られるべきであったと期待をしておりました。平成23年1月に畑川ダム周辺地域整備計画連絡会において、畑川ダム対策協議会からダム周辺整備基本構想が提示されまして、6回ほどの連絡会において積んだり崩したりの協議がなされました。それに基づきまして、本

町のプロジェクト推進室において基本計画が策定され、地元住民への説明会が開催されました。その後の進展が見えないままの現状となっております。本町として、さまざまな交付金事業を検討される中で、国・府の交付要綱の変更等の要因もあり、活用事業が限定されにくい地方創生であります。地方創生戦略や今後5年間の過疎地域自立促進市町村計画において、予算編成が見直されている状況におきまして、畑川ダム周辺整備事業への町長の見解を聞きたいと思います。

まず1点目は、ダム湖周辺の現状と整備計画の進捗についてお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 畑川ダム周辺整備計画について、松村議員さんにいつもお世話になっていることをお礼申し上げます。

さて、整備計画ですが、今、現地測量が完了しております。本年度は用地測量を実施するため準備を進めているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） そうやって測量の業務が進んでいるということは、前向きに進んでいるように受け止めさせていただいております。そうではありますけれども、早期整備実現への課題として、その解決策についてお伺いをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 事業実施に当たる課題といたしましては、基本構想で決めました公園事業が補助対象に該当しないため、新たな財源の確保が課題となっております。

その対策につきましては、京都府とも調整をとりながら、ほかの補助事業を活用する整備計画への見直しが必要であると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） 公園構想が今のところ費用の見通しができないということでございます。これもやはり国政の影響かと思うのですが、当初いろいろと対象になる交付金の模索をされて、基本設計まで進んだ状況でありましたけれども、今になって見直しがされるということは、畑川ダム周辺の現状も少しさま変わりしてきております。太陽光発電が設置されたり、地権者がいろいろと今頭を悩まされている時期だと思うんです。いつまでも放置しておいて、本当に町が整備のために買収して買ってくれるのか。それがいつのことなのかかわからないので、太陽光発電等の設備への連鎖反応が起きないかということを地元ではいろいろと

心配もしております。

3点目の質問ですが、見直される整備計画は、ダム対策協議会への情報提供や地元住民への説明会などを十分に踏まえていただいて見直すべきであると思いますが、今後の対応についてどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 整備計画の見直しについては、地元畑川ダム対策協議会を中心とした、今議員さんがおっしゃった連絡会等々協議しまして、一定のめどがついた段階で地元住民への説明会が必要と考えておりますが、整備計画そのものを今見直す考えは持っておりませんので、よろしく申し上げます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） 整備計画は進めていくという町長の答弁をいただきました。ありがとうございます。整備の内容については、多分、変更はあろうかと思いますが、進めていただけることに感謝を申し上げます。

次の質問に移ります。

丹波広域基幹林道についてお尋ねをしたいと思います。

2年前の平成26年10月11日に、全線開通しました丹波広域基幹林道は、延長が65.429メートル、京丹波町下山から京都市左京区花脊大布施町までです。幅員が4.5メートルから5メートルのかなり広いものです。全事業費が約133億円だと伺っております。京都府の代表的な林業地域である京都中部地域を東西に結び、昭和60年度着工以来整備が進められ、沿線の林業生産活動が拡大及び間伐など、森林整備による良質な府内産木材の生産に寄与してきております。関係市町を中心に生産活動や森林整備はもとより、自然体験型観光や都市農村交流など、森の京都の豊かな資源を生かし、幅広い利活用を図る取り組みが進められております。特に、森林の持つ多面的機能を最大限に発揮させるための適正管理の推進、木材生産の拡大、林道の多面的な利用等による地域振興に期待が寄せられております。本事業は、急勾配箇所や急カーブ箇所を中心に舗装が実施されております。走行の安全確保、走行性の向上を図り、地域振興を推進するための施設として役割を高度に発揮することを目的としております。

開通後、昨年秋、11月中頃過ぎだったと思うのですが、この林道に興味を持っておられます親しい知人と二人で起点から花脊の終点まで走行してきました。林道沿線の視界の展望は、小雨模様でしたので、余りよくはありませんでしたが、古木や原生林の中を約3時間余りかかっております。花脊まで事故なく楽しいドライブができました。途中、木ノ谷の町

行林の標示板が間伐材で新しく作りかえておりましたことは、農林振興課のおかげだと感謝しております。京都市内へ入りまして、林道の終点がどこであったかちょっと曖昧でしたが、道なりに下っていきますと鞍馬寺へ出ました。せっかくなので石段を上ってお参りをしました。鞍馬寺にもすごい大木の杉がご神木としてありました。ああいう大木を見ますと、私も胸がわくわくするのを覚えます。

森の京都博ガイドブック春号に、本町でのイベントが紹介されていましたが、5月を中心に実施されました状況はどうであったのか。また、エクスカージョンのコースについて、現在想定されている場所に、京丹波町下山を起点とするのと、左京区花脊大布施町を終点とする起点・終点側の2カ所で予定されている案内がありました。

エクスカージョンというのを辞書で引いてみますと、地域再発見や知的好奇心に満ちた旅というような注釈がついておりました。

そこでお尋ねしたいのは、森の京都ターゲットイヤーとして本町独自の施策はあるのかどうかお尋ねをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今年は、森の京都ターゲットイヤーです。全国育樹祭関連事業が京都府内各地で実施されております。本町では10月10日に丹波広域基幹林道を利用した「森の京都エクスカージョン」が予定されております。

本事業は、京都府主催、丹波広域基幹林道利用推進協議会が共催者として実施するものであります。

独自事業ではありませんが、丹波広域基幹林道を活用した事業となりますので、本町としても積極的に取り組んでおります。

「森の京都」に係る独自事業ですが、下川町からスキージャンプの葛西選手を迎えまして実施します「森のまなび推進事業」、あるいは同じく下川町から木霊 光さんをお迎えし実施します「チェンソーアート教室」など、既に終わった事業も含めまして10事業を実施しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） 先ほど申しました5月に実施されました本町のイベント、もう既に終わっているのですが、その状況はどうであったのか、わかっておればお尋ねしたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 先ほど町長の答弁にもございましたように、10事業、京丹波町の森の京都関連事業として実施し、また実施することを予定しております。4月から5月あたりにかけては、わち山野草の森で「はるいろさくらまつり」、これは実行委員会です。それから、長老ヶ岳の「山菜まつり」、これにつきましては、地元仏主区さんが主催されて実施されたもの。それから、京丹波森のぶるぶ、これにつきましては、須知高校の学校林「ウィードの森」において体験型のイベントを実施しております。主催は実行委員会です。それから、新たに須知公園で、このあたりでは珍しいパークゴルフの施設ができておりますので、その交流大会ということで、町外からのお客さんを迎えたということです。それと、5月の下旬には、黒豆ロックフェスティバルがグリーンランドみずほを会場に盛大に行われて、全て町外からの大勢の方がお越しになってにぎわったというふうに聞いております。

今後につきましては、京丹波●食の祭典ですとか京都丹波ロードレース大会、京丹波黒豆の枝豆街道によって都市住民との観光交流が図られるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） 既に終わった事業につきまして、今ご説明いただいたように、盛況に終わっているという感じを受けさせていただきました。これから行われます事業につきましても、市町村、他府県等々の交流が図られるものと期待をさせていただきます。

次に、今後の地域活性化につながるような長期展望はあるかということです。基幹林道を主体とした地域活性化ですね。このような展望があるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 昨年度設立しました丹波広域基幹林道利用推進協議会で今後10年間の利用推進計画を策定いたしました。ここでは、間伐・主伐等の施業のほか、府民参加による多様な森林づくり、あるいは研修や学習、交流の場としての利用、レクリエーション活動としての利用等、総合的な利用について定めております。この計画に基づきまして、京都府、京都市、南丹市及び各森林組合と連携しながら事業展開を図ってまいりたいと思っております。

京丹波森林組合の組合長さんから聞いたのでは、この広域基幹林道をつくってもらったことで、周辺の間伐については50%ぐらい実施できたというふうに喜んで報告をしてもらいました。ほかはどういう利用をされているかについてはちょっとわからないのですが、京丹波森林組合では活用していただいているということをご報告しておきます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） 長期的な展望といいますと、将来的にずっとこの道路が有効的に使われることが望ましいわけでありまして、それによって林産物の搬出等がスムーズに行われるという大きなメリットがあります。

そこで、この基幹林道の起点なり終点及び支線の入り口等には、施錠が現在してあります。当然、あけっ放しにしますと、不法投棄の問題は一番先に出ますし、オフロードのオートバイ等が走り回るといことも予想されるようでございますので、施錠されております鍵につきましては、山主さんとか森林組合並びに関係地域の方の代表の方が持っておられますので、そういった必要に応じて道路に入ることはできるのですが、私が次の質問に挙げておりますように、一般の人々に1日開放して、その林道を利用して、何か楽しんでいただけることができればいいのではないかとこのように考えております。下山から京丹波町の管理区域につきましては、南丹市との境までで、大半が上り坂になりますけれども、そういったところにつきましてもウォーキングで森林浴を楽しんでいただいたり、また山の尾根に上がっていただけたら下界が広く開けるところもありますし、そういった雰囲気一般の方々に味わっていただけるような、ここに書いておりますように、サイクリングレースなども含めて、恒例的に何かできないかと思うのですが、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 丹波広域基幹林道利用推進協議会で、林道の活用方法をさまざまな角度で検討するために、自動車のラリー競技の行われた会場であります京都市右京区京北の林道池ヶ谷線を本年中に視察する予定でおります。ラリー大会は平成28年4月3日に実施済みですが、また、本町の独自施策としましては、本年度、森のエクスカージョンを実施いたしますので、その結果も参考としながら、今言ってもらっているような1日利用とか、あるいはそれを恒例にするとか、一般の方という言葉を使っていたのですが、ウォークラリー等の一般参加型の森林活用を考えてまいりたいと同じように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） 私、丹波広域基幹林道ができる以前から地元の生産森林組合の役をしておりましたので、できるルートについてずっと足で歩いてテープを貼って回った覚えがあるのですが、それからもう40年経ちますので、あれがそのときに苦労して山の中をはいずり回ってテープを貼って回ったということを時々思い出しますが、これが今舗装された立派な基幹林道となっております。これを使わずにほっておく手はないと思いますので、今

町長が申されましたウオークラリーを手始めに、これが好評であれば恒例として毎年、または2年、3年おきに行うとか、ぜひやっていただきたいというふうに今感じたところでございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

町道235号線の供用開始についてお伺いいたします。

畑川ダムの完成を付け替え町道として完成しております町道235号線は、南丹市との接続地点が未整備の状態です。供用開始ができております。南丹市日吉町の日吉平内の市道もほぼ改良拡幅され、本町との接続地点で5メートル前後と、それから日吉平の交差点付近の10メートルほどが未整備の状況にあります。もうあとわずか両側が整備されれば、全線開通が目に見えているというところではありますが、現在、南丹市側との協議の状況はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町道235号線につきましては、南丹市側で一部用地取得が難航していると聞いております。接続する日吉平団地内の歩道整備が全て完了した段階で、供用開始となるよう協議がされているところでもあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） 供用開始の時期についてお尋ねしたいのですが、これはまだ明確にはできない状況なのかお尋ねをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 供用開始の時期につきましては、先ほど述べましたように、南丹市側の用地取得が難航していると聞いていますので、めどは立っておりませんが、用地取得に鋭意努力されているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） 明確にできない理由は、南丹市側の用地買収が進まないということで、できるだけ早く開通してもらいたいという思いは地元の者並びに現在の下山日吉線の町道を利用されている方の思いであろうかと思っております。この付け替え道路が供用開始になりますと、通行量も多分増えると思っておりますし、南丹市との行き来も活性化しますし、またそこを通しての東西の幹線が続くわけですから、早く開通することを切に願っております。

それとは別に、今その開通を待つために使用されております町道下山日吉線の現状ですが、かなり通行量が多くみられます。中ほどの樹木の枝が覆いかぶさったり、沿道の草も繁茂して道路幅を狭めている箇所もあります。南丹市日吉町境から先は道路幅も広く、京丹波町と南丹市との境もそこで明確になっております。今後、下山日吉線の町道をどのように維持管理されていくのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、下山から南丹市胡麻地区へのアクセス道として利用いただいております町道下山日吉線につきましては、一部幅員が狭く大型車同士の離合が困難な箇所もありますが、235号線の供用を待つて解決できると考えております。

今後も引き続きまして適正な維持管理に努めてまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） 現在使っております下山日吉線、夜間には動物の飛び出し等もありまして、非常に危険だということで、早く付け替え道の開通を望んでいる状況にあります。どうか一日も早い供用開始をさらにお願ひしておきまして、次の質問に移ります。

成年後見制度利用支援事業についてお尋ねをいたします。

成年後見人制度について、昨年6月定例会でも山崎議員から質問がありましたが、後見制度の一般的な認知度が低いと思います。支援事業も有効的な機能ができていないと感じております。普及率の低い原因につきましては、さまざまな課題もありますが、私、今回は、本町の成年後見制度利用支援事業実施要綱についてお尋ねをいたします。

平成21年6月1日に施行されておりますが、この制度が施行後における支援の実施状況はどうであったのか、まずお尋ねをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成21年6月1日に京丹波町成年後見制度利用支援事業実施要綱を制定したところでありますが、施行以来、老人福祉法等に定めます市町村長による審判申し立てが平成24年度に1件あったところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） この事業について、毎年予算がたてられております。古い資料ですが、平成18年から平成22年ごろまでは、予算額が18万円前後だったと思うのですが、執行額がほとんどなかったと。今お聞きしますと1件だけだったということでございます。

したがいまして、まず、多分お伺いしても執行額はないというふうにお答えが出ようかと思ひますが、とりあえずお伺いしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 市町村長による審判申し立て費用として申立手数料、診断書代及び鑑定料等として11万円と、後見人の報酬助成として24万円の予算計上を行っております。

執行額につきましては、平成24年度の市町村長による審判申し立て費用として9,700円を支出したところでございます。

なお、このケースにつきましては、本人に判断能力があるかを医学的に判定するための鑑定は、家庭裁判所の面接により省略されたことから、鑑定料は不要でした。

また、毎月の後見人への報酬は、ご本人の年金等から支払い可能な方でありましたので、報酬助成は行っておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） それだけ一般的にこの制度があるということが十分周知がされていないのではないかというふうに感じます。

それでは、最後の質問についてお伺いします。

古い資料ですが、平成24年度の関係団体のアンケート調査において、市町村長申立報酬助成の要件としている自治体は、運用において要件としている自治体を合わせると65.1%となっております。報酬助成は経済的困窮者のための制度であって、主として親族の有無や親戚の申立意思の有無に関する市町村長申し立てを要件とすることは、本当に報酬助成を必要とする経済的困窮者に助成が行き届かない場合が生じます。

同年10月24日付で厚労省の担当課から市町村長申し立てに限定しないという事務連絡がなされていますが、いまだ要綱の改正されていない自治体が半数近くあると言われております。

京都府内においては、京都市、亀岡市、福知山市、城陽市、八幡市、与謝野町など、改正がなされております。京丹波町のほか近隣では、南丹市、綾部市、宮津市、舞鶴市などが未改正の状況にあります。

本町の成年後見制度利用支援事業実施要綱の第3条、「町長は、配偶者もしくは2親等内の親族がない要支援者または親族があっても音信不通の状況等にある要支援者であって、次に掲げる事項を総合的に勘案し、本人の保護のために支援を行うことが特に必要であると認められた者（以下「対象者」という）の審判の請求ができる」とあります、以下は省略しますが。

同要綱の第5条で、「町長は、対象者の審判の請求により成年後見人等が選任された場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、当該選任された成年後見人等の報酬に係る費用を助成するものとする」となっています。以下は省略しますが、町長が審判の請求ができるというところに改正の余地があるのではないかと指摘をされる後見人の方がおられます。後見人の方が直接こういう行為ができるように改正してもらえないかという、私、依頼を受けたわけなんです、3番目の報酬助成の要件から、町長の審判の請求となる申し立てを外して、支援事業を利用しやすい要綱に見直す考えはないかお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 近隣市や先進市町村の状況を伺いながら、真に必要な方が利用していただける制度になるよう検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） 検討していただけるということは、前向きにぜひお願いをしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、松村篤郎君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。午後は1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午後 1時00分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、山内武夫君の発言を許可します。

山内君。

○6番（山内武夫君） それでは、ただいまから9月議会におきます私の一般質問を行いたいというふうに思います。

さて、本年は、寺尾町政も任期3年目の終盤となりまして、いよいよ私たちも含めてですけども、任期もあと実質1年というようことになりました。町長は、本年度の施政方針で、京丹波町の安定的な発展に向けた未来への責任を果たすための地固めの年度としての位置づけのもと、合併後10年を一つの区切りとして、新たな歴史に向かってのスタートの年にしたいというふうに述べられております。

そのような中、去る6月18日には、待望の京都府立丹波自然運動公園内に京都トレーニングセンターの竣工や、本年3月には、長老ヶ岳一帯を含む区域が京都丹波高原国定公園と

して指定をされ、今後、森の京都としての位置づけのもと、京都府や関係市町との連携により、森の京都博と銘打ったイベント等が開催されますことは、自給自足的循環社会を目指し、森林資源の活用を推進しております本町にとっては、またとない好機であるというふうに考えます。

また、町合併10年が経過する中で、町民が集い、町民の安心・安全のための拠点としての新庁舎建設は、合併特例の期限を目前にして、待ったなしの状況であります。新庁舎建設基本計画審議会において、早急な基本計画の策定を望むものであります。

その他、福祉、子育て、医療、農林商工等、町民生活に密着した施策の充実を来年度以降の第2次京丹波町総合計画に反映されるよう強く要望するものであります。

それでは、ただいまから通告書に従いまして、次の2点について町長にお尋ねをいたします。

まず、1点目は、地域活性化策についてであります。

とりわけ、道の駅「京丹波 味夢の里」の現状と課題についてお尋ねをいたします。

本施設は、ご案内のとおり、事業着手から4年、本町の情報発信拠点として機能し、本町に多くの方が訪れ、自然を感じ、食・文化を満喫し、あわせて住民との交流を図ることを目的に設置されたもので、先般、国土交通大臣から京都縦貫道と一般道の両方からアクセスができ、地元産品を販売する地域振興の拠点としての功績が評価され、まちづくり功労者として表彰をされました。まだまだ課題はあるというふうに思いますが、まずは今日までのご尽力に敬意を表したいというふうに思います。

また、去る7月9日には、道の駅「京丹波 味夢の里」の1周年を記念して、町内外から多くの方々にご出席をいただき、盛大に記念式典が挙行をされました。その席上でも改めて本施設の役割と1年間の運営状況、また次年度以降の事業展開に向けての課題等についての報告がありました。

そこで、1点目にお尋ねをしたいというふうに思います。

道の駅「京丹波 味夢の里」は、開園以来、来場者も多く、大変な盛況ぶりであります。

そこで、平成27年度の入り込み客数やレジの通過人数、売上額等、運営実績についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成27年7月18日の京都縦貫自動車道全線開通の日から平成28年7月17日までの1年間の運営実績につきましては、売り上げが約16億8,400万円、入り込み客数が339万人で計画の2.4倍となりました。開業前の見込みより多くの皆さ

んに来場いただいたところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） ただいま1年間の運営実績を答弁をいただいたのですが、先般の行政報告の中でも、当初、町が計画をしていた数値との比較では、今もありましたように、来客数が339万人で2.4倍、また売り上げは16億8,000万円で約3.2倍ということで、この活力を本町の活性化の原動力にしたいというふうに述べられております。

そこで、今後の事業の将来性、また推移を町長としてどのように見ておられるのかお尋ねをいたします。

また、町の財政にも大きく貢献をしておるというふうに思うわけなのですが、施設の使用料だとか法人の町民税の収入見込み額、また事業の経済効果をどのように試算をされているのか、あわせてお尋ねをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 1年目は、新しい施設ということで、多くのお客様の来場があったと考えております。2年目の売り上げ及び入り込み客数につきましては、事業者から若干の減少を想定していると聞いております。

施設使用料につきましては、維持管理運営業務契約書によりまして、定額が2,000万円と売り上げによる変動額で算出します。平成28年度の最低納付額は、約2,500万円であります。売り上げの状況により、これ以上の施設使用料が納付されます。平成27年度の施設利用料は、最低納付額約1,821万円に対しまして、売り上げが計画を上回ったため約2,351万円となりました。

町民法人税につきましては、資本金と従業員数による均等割分のみであり、京丹波 味夢の里の売り上げにより変動しません。

また、事業の経済効果につきましては、野菜等の出荷者で構成します出荷者協議会の直売所売上が約4億4,000万円となりました。売り上げが出荷者への直接的な経済効果につながったと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） ただいま施設使用料のことにつきましても答弁をいただいたのですが、施設使用料について変動分の1%なのですが、それは施設の管理費等の財源に充当をすることなのなのですが、本年度予算にも使用料収入ということで2,500万円が計上されて

おりますが、ルーフゲートのほうと15年契約の指定管理をされているのですが、この15年間の期間中における財政収支についてどのように試算をされているのか、改めてお聞きをしておきたいというふうに思いますのと。

あと、もう1点は、今もありました出荷者協議会についてお尋ねをしたいというふうに思うのですが、会員の皆さんのご協力といいますか、ご努力によりまして、会員数も増えてまいりまして、活発な取り組みがなされておるということをお聞きしているのですが、そこで本協議会の会員数の現状と、あわせて京丹波マルシェの直売所コーナーで農産物が出品をされておりますけれども、直売所コーナーのうち地元産と町外の商品の出品の比率がどれぐらいなのかお聞きをしておきたいというふうに思います。

「京丹波 味夢の里」へ行ったら、京都府下のものは何でもそろうというような広域的な取り組みも必要であろうというふうに思いますが、一方では、食の供給地として地元産品を提供することは、町民の元気印の原点であるというふうに考えますが、今後の運営方法等についてお考えをお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず1点目の財政収支でございますけれども、当初に見込んでおります算定基準といたしましては、飲食物販の収入では、1億7,000万円ほどを見込んでおります。そして、また、維持管理運営費では1億4,000万円ほど、そして施設使用料としては2,500万円というふうに見ているところであります。これが当初の部分でありまして、売り上げについては、5億2,000万円というふうに見込んでいるところであります。

それから、出荷者協議会の状況でございますけれども、まず会員数で申し上げますと、全体で247名の方が会員になっていただいております。内訳といたしましては、町内の方が192名で78%、町外が55人で22%というような比率になっているところであります。

また、売り上げでございますけれども、全体でいいますと、先ほどもありましたように、4億4,000万円の売り上げというふうになっておりまして、町内の方の売り上げといたしましては、4億4,000万円のうち70%ということですので、2億8,000万円余りが町内の出荷者の方の売り上げということになっているところであります。売り場全体でいいますと、物販のほうの出荷者協議会以外のお土産類等もございますので、その比率については現在持ち合わせておりませんが、出荷者協議会の内訳については以上の状況になっているところであります。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） それぞれ答弁いただきました。

続きまして、三つ目の項の質問に入りたいというふうに思いますが、先般の1周年の記念式典で来賓の人の挨拶の中でも、これからの課題として、本施設へ立ち寄っていただくだけではなくて、いかにして町内へお客さんを招き入れるのか、誘導するのかが問われておるといような話もされておりました。

そこで、先般の丹波自然運動公園のトレーニングセンターの整備と一体的に、自然運動公園へ通じる現在町道整備が進められているのですけれども、現在の町道改良の現状と町長が常々言うておられますスマートインターチェンジ構想、昨年も聞いた経過もあるわけなんです、その構想の取り組みについての現状をお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 丹波自然運動公園等の観光施設へ誘導する、アクセス道路として整備を進めております町道曾根宮ノ浦戸麦線は、測量設計業務を実施している段階でありまして、町で検討した計画案について、現在地元や関係機関と協議を行っております。

本年度につきましては、用地測量を実施し、用地買収に向けて進めてまいりたいと考えております。

また、スマートインターチェンジにつきましても、引き続き京都府等へ要望を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 今、町道改良の件についても答弁をいただいたのですが、丹波自然運動公園を含むまちづくりの一環として一体的に整備しようとするもので、そういうことから言いますと、余り時間がないというふうに考えます。そうしたことから、完成の時期は大体いつ頃というふうにめどを立てられておるのかお尋ねをしておきたいというふうに思いますのと。

もう一つ、スマートインターの設置についてなのですが、去年の答弁でも費用対効果等をクリアしなければならない難しい課題といたしますか、条件があるということなのですが、この設置については、普段からの持続的な取り組みが必要だというふうに考えます。まちづくりの中心にこれを据えて、取り組みを進めるべきというふうに考えますが、何か町長のほうで新しい情報といたしますか、そういう話がありましたら、この際お聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） スマートインターチェンジに限ってお答えしておきたいと思うのですが、できてない、遅れていることは、制度がないということで、こちらが要望していることが一歩も進んでないということが実情です。それにしましても、町道の曾根宮ノ浦戸麦線につきましては、整備をしておいて、スマートインターチェンジをできるだけ早くつくってくださいということにも結びつけたいと思っているのですが、五十七、八万人、丹波自然運動公園に来てくださっているの、そこから京丹波 味夢の里が利用できるというような意味でも、町道整備については意義があるというふうに思っているのですが、私は、あちこち自然運動公園的などころを利用してきたのですけれど、行きはよいよい帰りは怖いというのか、非常に行きしも気を使うし、帰りについても気を使うというようなことでは、その施設から回遊するというような気分にならないんですね。物すごく入りやすく出やすいような施設に限って、入りやすくすぐ帰るのではなしに周辺を利用してみようかというような動機づけになると。自分でそういう動機づけになったもので、ぜひスマートインターチェンジをつくってもらって、道の駅「瑞穂の里 さらびき」とか、道の駅「和」とか、道の駅「丹波マーケス」等についても回遊をしてもらったらうれしい。その他多くの観光地を持っているわけですから、何とか森の京都を実施している間に、京丹波町の京都縦貫での玄関口としてもですし、森の京都の玄関口としても、スマートインターチェンジをつけてほしいという要望を今後とも続けていきたいという思いであります。

残余については、担当課長から答弁させます。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 町道曾根宮ノ浦戸麦線につきましては、現在、地元説明会を行いまして、実施に向けて同意をいただけるように進めておりますし、警察協議等の関係も事前協議が終わりまして、今後は右折レーンとか、信号機とか、そういった面につきましても協議してまいりたいと考えております。事業につきましては、大体5年をめどに実施したいなということですが、本年度から予定しております用地測量なり用地買収もありますので、その経過もありますし、国の補助金の状況もあります、できるだけ早い時期に完成をしたいというようなことで考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） はい、わかりました。

次に、4番目に、施設の地盤沈下対策について、お尋ねをしておきたいというふうに思いますが、平成26年の第4回の定例会におきまして、造成地の不等沈下対策工事の請負契約

の変更がありまして、当時の答弁では88カ所に薬液注入を行って、その結果、97.4%の転圧で国交省の施工指針に基づく基準に合致をしております、十分な対応がとられておるといような答弁であったかというふうに思います。その後、地盤沈下は発生していないのかどうかお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 建物本体及び上屋の沈下につきましては、以前より穏やかになっているものの継続して沈下している状況にあります。長期的な沈下の動向を観察するために、9月中をめどに測量を計画しております。その結果により、再度の沈下対策工事が必要かどうか検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 今、答弁をいただいたのですが、改めて確認をしておきたいのですが、先般、地盤沈下対策工事を88カ所で工事施工をしたのですが、今回、その箇所についても沈下が発生しているのかどうか、改めてお尋ねしておきたいというふうに思いますのと。

また、以前の答弁では、20メートルの高盛り土でやっているの、一応、想定はしていたというようなことで、今後さらに発生するかどうかの予測はできないと。言ってみれば、可能性があるというようなことでしたが、今回さらに地盤沈下が発生するとすれば、それは答弁から言いますと、想定内ということの解釈でいいのかどうか。

また、今後の対応策をどのように考えておられるのかお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 先ほど、町長からの答弁もありましたように、9月にルーフゲートのほうで測量のほうをさせていただき予定にしております。その結果を受けまして、実際の沈下量なりの状況を確認いたしまして、もしも対策が必要であれば、対策していきたいというようなことで考えております。

盛り土の想定の話なのですが、盛り土を実施する際に高盛り土となりますので、国土交通省のほうでも沈下の予測は設計の段階から沈下が起きるということは想定されておりましたし、工事自体は適正に工事をしていただいたわけなのですが、予測しておりましたように、今の段階でいいますと緩やかになっておりますが、沈下は進んでいるという状況です。

対策につきましては、9月の結果を見て対策のほうは検討したいと思っておりますが、さや管を入れておりますので、以前に施工しました薬液注入によるジャッキアップの効果のあるJOG工法が、今後もしもそういう対策が必要であれば、そういうのが一番適しているの

かなというのを考えておりますが、測量の結果とか今後の状況を見まして、その辺の対策については検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 今、業者のほうで調査中ということで聞いておったのですが、この施設は町の施設でもありますし、現在はもう既に営業中ということも考え合わせるならば、やはり町の主体性で早急に指導やら監督をすべきであるというふうに考えておりますので、そういう点で町の指導監督が強力に進めていただきますようお願いをしておきたいというふうに思います。

最後に、5番目の項といたしまして、この施設がオープンして2年目を迎えて、町の新たな玄関口として、町内においてもらうための着地型観光の促進だとか、食の供給地としての京丹波ブランドの確立、また地元の出荷者協議会員のスキルアップだとか、町内既存施設との連携など、条件整備が喫緊の課題というふうに考えますが、京丹波町の魅力ある発信拠点施設とするための課題は何なのか。また、町の玄関口として、本町の活性化に向けた将来像、町長の思いをお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） さらに特色のある道の駅を目指して、リピーターを取り込み、多くのお客様に会場いただいて、京丹波町の魅力を発信する施設としてまいりたいというふうに考えております。引き続き本町の特色である食を通じた地域情報発信に努めてまいります。ブランド検討委員会におきましては、黒豆フィナンシェに続く第2弾の商品開発にも取り組んでいるところであります。

京丹波町の玄関口の機能強化としましては、町内の各道の駅と連携して、イベントの共同開催などによりまして、継続的な地域の魅力発信を行い、町内への誘導を図りたいと考えております。さらに、広域的な情報発信拠点機能の強化として、京都府内全体の地域情報の発信、森の京都の玄関口として、観光・イベント情報等を発信してまいります。

また、出荷者協議会におけるイベントの開催、店舗の割引チラシの配布などを通じ、さらに多くの町民の方の利用やかかわりが生まれる展開を目指してまいりたいと考えております。

先ほどもちょっと担当課長が言いましたとおり、2年目の売り上げ業績予測を話してましたけれど、少し減る可能性がありますという話でした。どこが減るかという、京丹波町は1万5,000人しか人口がないんですね。道の駅の機能を持ってますけれど、一般道から何の迷いもなく入ってくださっている方は、多分1万5,000人の京丹波町民だと思うん

ですね。これが物すごく多い町ですと、少しでも減るといふようなことは考えられません。通行客は一定認知が深まってずっと来てくれる、リピーターという表現をしますけれど、来てくれる可能性はずっとあるんですね。だけど、私ら後背地というんですが、施設の後ろ側が人口が少ないということが2年目にちょっと減るといふふうに危惧しているのだと思います。そういう意味で、先ほど申しました丹波自然運動公園とこの施設を結んだ、55万人も来てくれているので、何人かでも裏から上がってもらえるのではないかと。今、施設設置者として申しわけないのは、そこが自由に出入りできないということについては、責任を感じているということでもあります。私は、全ての事業というか立地が物すごい大事だということ常々役場の中で話をしているのですが、京丹波町は、日本海側と太平洋側のちょうど中間に位置して、一服していこうかという位置にあるわけですね。そういう意味で、京都縦貫自動車道の新しい道が一本できたら、それに対応して施設を一つつくっておかないと、やっぱりさびれていく可能性のほうが高いということで、京丹波 味夢の里というのは、縦貫約100キロあるわけですが、ただ一つ道の駅を設置させてもらったということです。町民の皆さんとこのことについては、本当に感謝しなければならないなという思いであります。

一昨年ぐらいから政府は、地方創生戦略を策定しなさいという話で、昨年、京丹波町では、11月に京丹波町創生戦略を策定しました。その中では、この間もそういう意味でバイオマス産業都市の指定を受けるべく東京に行ったのですが、東京の人も聞き取り者のほうから反対に道の駅ができたらしいですねと。そのことをバイオマス産業を生かしたまちづくりも可能ですねというふうな、ちょっと誘因的なご質問を受けたことを覚えているのですが、地方創生では、ご承知のとおり、今までの施策と同時に、京丹波町は酪農が非常に盛んな町ですね。この酪農でどうしても出てくる乳牛のふん尿について、今までは非常に困ったということで、いろんな公金を使って解決すべく施策を打ち出していたのですが、これを資源に1回使っていこうではないかと。前向きに取り組もうではないかということで、メタンガスを発酵させて熱エネルギーに変えとか、あるいは液肥に変えて、そういうふうな質問をしてくれたんです。それで、農業を活性化して道の駅で売ればどうですかという質問を東京のヒアリングをされる方から受けたということ思い出します。

もう一つは、平成24年頃から京丹波町が本格的に取り組んできました木質資源を活用したまちづくり、これについて京丹波町と同じような地形の町なんですね。災害状況を見ると、流木ですね。多分、山の中に放置されていたものだと思うんですね。そういうものが流れ出て被害を増大させているなというのを目の当たりにします。ああいうものをいま一度、熱エネルギーに変えるというふうな施策についても打ち出してるわけですね、具体的に。私

らは、これからやりますと東京に行って言ったのではなしに、過去やってきた5年間ぐらい積み上げてきた上に立って、今回は木質チップで湯を沸かしてというような説明をさせてもらいました。そういう施策を打ち出すに当たって、やっぱり国の認定を受けておくということが非常に大事なので、そういう機会があったことも議会で報告しておきたいと思うのですが、私は、全てのことで場所が大事だということで、京丹波町のある位置を生かしたまちづくりということと同時に、間伐という話になるのですが、自然を傷めることなくきちっと生かしたまちづくりをこれからもしていきたいというふうに思っております。

それと、特別、供給側だけを手当てするのではなしに、山内議員が先ほども言ってくれました子育てとか、教育とか、そういうことにきちっと施策を打ち出すこと。いわゆる町民の暮らしという視点ですけれど、いわゆる納税者の普段の生活をきちっと豊かにすることが、この京丹波町の全産業の振興になるというふうに思っております。そういう視点で、場所をまずきちっと一番よい場所、少なくとも2番目、これぐらいならよいなど。3番目はもう選ばないというような考え方ですね。これは、事業をするといいますが、役場のオフィスも一緒です。あるいは午前中も出ましたけど、認定こども園の場所も一緒です。費用対効果という表現には当たらないかわかりませんが、何や言ったら、利用される方が一番便利なところということになるんだと思うのですが、そういう視点で5年、10年のまちづくりを展望していきたいというふうに思っています。一つ片づいたなという思いでいるのが、478号、いわゆる京都縦貫自動車道開通に向けての対応は一定できたかなというふうに思っております。これは、京丹波町の施設ですけれど、京都府知事を初め府内の市町村長から非常に当てにされてるといえるか、ここでものを売ってくれというふうにも要請があるところです。そういうことにも傍ら対応する施設だなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） それぞれご答弁いただきましてありがとうございました。

続きまして、2番目の項といたしまして、介護予防サービスの充実についてと題しまして、質問をしたいというふうに思います。

国の統計によりますと、総人口に占める65歳以上の割合が26.7%ということで、4人に1人が高齢者になったというのは、ご案内のとおりなのですが、医療だとか介護、年金などの社会保障費が年々膨らみ続けまして、あと六、七年もしますと、団塊の世代が後期高齢者の仲間入りをするということで、社会保障だとか地域を維持をする環境が大変厳しくなってくると。将来の支え手であります若い世代に重い負担がかかる状況にあります。

とりわけ介護保険事業は、制度の開始から15年が経過をいたしまして、介護を社会全体で支え、利用者の選択により、総合的なサービスが安心して受けられる制度として創設をされたものでありますが、近年、高齢化の進行や若い人が減少傾向に向かうなど、現在の介護サービス体制の維持がなかなかできなくなる現状にあります。

今回の新総合事業は、要支援者の訪問介護、通所介護を保険給付から切り離して、市町村が独自に実施をしております地域支援事業に移行させるもので、具体的には、地域支援事業の介護予防事業に要支援者の訪問・通所介護の代替サービスを加えたものであります。新総合事業は、自治体の裁量でサービス内容が決められることになっておりまして、各自治体の力量によりサービスの質、内容が異なってくる。とりわけ、質の低下ということが要支援者が要介護者になるリスクというものも、一方でははらんでいるというふうに考えます。

そこで、1点目の質問ですが、本町では、第1段階として、本年3月から介護人材の確保だとか事業費の上限額が有利であるとして、前倒しで事業を実施をしておりますが、現時点における総合事業の対象者数の現状についてお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 介護予防・日常生活支援総合事業の現状につきましてですが、8月末時点での従来の訪問介護または通所介護に相当する現行相当サービス利用決定者は、訪問介護で10名、通所介護で19名となっております。

次に、従来のミニデイサービスや生きがいデイサービス等に当たります通所型サービスA事業におきましては289名、また、従来の運動機能向上事業に当たります通所型サービスC事業におきましては47名となっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 本年度から第2段階として、町事業としての総合事業が本格実施となりました。今年の第1回定例会において、担当課長のほうから、地域の実情に応じて地域の支え合いの体制を推進し、多様なサービスを誘致することによって、高齢者がこれまで以上に自分にふさわしいサービスを選択できる仕組みとなるように検討を進めるというふうな答弁がありました。

そこで、先ほど、対象者の利用状況について、答弁をいただいたところですが、要介護者また要支援者の介護保険利用の入り口であります手続問題について、お尋ねをしたいというふうに思いますが、ガイドラインでは、窓口担当者は、サービス事業などについて説明をした上で、要介護認定の申請につなぐか、そうでない場合は、総合事業によるサービスのみ利

用する場合は、要介護認定等を省略して、基本チェックリストを用いて事業対象者とするというふうにしております。

そこで、地域包括支援センター等の窓口で、介護保険利用の相談があった場合にですが、これまでと同様に基本チェックリストによる振り分けをせずに、要介護認定の申請案内をすべきというふうに考えますが、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 介護予防・日常生活支援総合事業に移行しましたことに伴いまして、基本チェックリストにおいて総合事業対象者に該当された場合、現行相当サービスや、また通所型サービスA事業、あるいはC事業によるサービスを利用していただくこととなります。

まず、相談がありました場合には、希望をされるサービス等をお聞きした上で、要介護・要支援認定を受けるか、あるいは基本チェックリストでの対応とするかを判断することになります。例えば、住宅改修や福祉用具、あるいはデイケア等の総合事業以外のサービスを希望される場合には、要介護・要支援認定を受けていただくこととなりますし、総合事業でのサービスを希望される場合は、基本チェックリストでの判定となります。また、基本チェックリストの場合は、要介護や要支援認定と異なりまして、主治医の意見書等が必要でないことから、本人やまたご家族等の負担の軽減にもつながってくるところでございます。

なお、基本チェックリストによる判定も、要介護また要支援認定に係ります認定調査のいづれにつきましても、保健師等の専門職が実施をいたしますので、ご本人さんの状態や希望に応じて、その中で対応させていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 2番目の項といたしまして、総合事業サービスからの卒業問題についてお尋ねをしたいというふうに思います。

要支援のサービスの利用者には、多様なタイプがありまして、ガイドラインにあるような目標達成、そして、即次のステップということが当てはまる利用者ばかりではないというふうに思います。現実には、訪問ヘルプだとかデイサービスを利用しているような要支援者を初め、特に本町が実施をしておりますすこやか体操教室等の通所型事業は、80歳以上の方が多く、特に単身・老夫婦世帯の方は、週に一、二回程度の少しの援助で在宅生活を維持をしている方が多いというのが現状であります。こうした利用者には、サービスを提供し続けること、急な状態変化の兆しを見逃さずに、適切な援助を追加することこそが住みなれた地域

での生活の継続の決め手になるというふうに考えます。

このことから、ケアマネジメントでは、必要なサービスが継続して利用できるように、期間を区切って卒業を押しつけることのないようにすべきというふうに思えるわけなのですが、町の対応をお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） すこやか体操教室は、自宅でも継続できる体操などを取り入れるなど、介護予防の意識と習慣を身につけていただくことを目的に実施しております。

また、この事業は、通所型サービスC事業として位置づけております。厚生労働省のガイドラインでは、3カ月から6カ月の期間で実施する短期集中予防サービスとして示されております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、本町では80歳以上の参加者が多く、じっくり体操効果を実感し習慣づけていただくことを期待し、本人の状況を見ながら最大1年間の利用期間としているところであります。

卒業後は、それぞれに応じて通所型サービスA事業等を利用いただけるよう調整を行い、介護予防に努めていただいているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 3番目の項といたしまして、制度改正のたびに事業の抑制だとか縮小の方向で、今後さらに軽度者に対する利用者負担や軽度者に対する給付の見直しが検討されておりますが、従来と同等のサービスが維持できるよう努めるべきであるというふうに思います。

中でも、今日まで町が実施をしております通所型介護予防教室等がありますが、介護予防の観点から言うと、通いの場というのをさらに継続的に拡大することが重要だというふうに考えますが、町長の見解をお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 高齢者ふれあいいいきサロンを、各地域においてサロンリーダーを中心に趣向を凝らした取り組みを自主的に進めていただいているところであります。

また、筋トレ教室についても、平成26年度から徐々に取り組んでいただく地域が増加しております。本年度も11月からの実施に向けて、取り組みをいただける地域を募集しているところであります。

こうした住民主体の活動を支援するとともに、介護保険制度における地域支援事業の一つ

の役割であり、身近な交流と通いの場として、大いに介護予防の役割を果たしていただいていると確信しております。さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 今、答弁では、いきいきサロンと自主的な住民主体の予防事業に力を入れていくということで、従来と同様のサービスの維持に努めるということでしたが、一方では、従来からの通所サービスであります、例えば、今も話がありました「みんな、おいデイ」につきましては、今までから回数の削減だとか、縮減だとか、会場の統合ということで、事業が整理縮小をされてきております。平成27年度の事業実績を見ておりましても、前年比大幅な減となっているという実態でございますが、現状はどうか。

また、介護予防の充実という趣旨から言えば、逆行しているのではないかと。今こそ事業の継続とか拡大が重要だというふうに考えますが、改めて見解をお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） ただいまございました「みんな、おいデイ」等のミニデイサービス事業でございますけれども、平成27年度からそれぞれ集会所等をお借りして実施をしているわけですが、トイレ等の関係や、また参加者の状況等から事業所と協議をさせていただきまして、従来の4会場から3会場とさせていただいたところでございます。事業所もご理解をいただく中でそのようにさせていただいております、また引き続きですが、事業所と連携を図りながら、介護予防に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 次に、4番目の項といたしまして、今回、町事業として予防事業に力を入れていこうというようなことですが、高齢者が増加する中で、町として独自施策により効果のある介護予防事業にどのように取り組もうとしているのかが問われておるというふうに考えます。

そういう中で、今期、計画期間中における到達度の目標を定めて、事業推進に当たるといふふうにしておりますが、現時点における目標と事業推進状況の評価をお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 総合事業などを初めとする公的サービスと、高齢者ふれあいいきいきサロンなどの地域での住民主体のサービスなどが、それぞれの役割分担の中で両輪のごとく

進めていくことが、持続可能な介護予防活動であると確信しております。引き続き住民主体の取り組みへの支援を行ってまいりたいと考えております。

また、今期計画年度における目標等事業推進状況につきましては、介護予防の観点では、何よりも課題となっていました介護予防・日常生活支援総合事業への早期移行ができたこと、また、地域住民主体の介護予防への取り組みが広がってきたことなどから、順調に推進できていると評価しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 今、到達目標について答弁をいただいたのですが、介護保険料を見ておりましたら、現在、南丹市が府下で一番高い。次いで京丹波町が2番目に高いというような状況であります。今後、制度の趣旨に沿って町独自施策による介護事業にも力を入れるべきであるというふうに考えます。このことが将来的に長い目で見ますと、介護の重度化を防止することにつながって、ひいては保険料の軽減につながるというふうに考えます。町の単費予算を計上してでも、積極的な予防サービスの充実を図るべきというふうに考えますが、町長の見解をお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 議員おっしゃったとおり、介護保険料をできるだけ軽減していく方向で検討するとしたら、予防介護が大事だという認識でおります。もちろん言葉で単費を活用してでもという話がありましたが、総合的に判断してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 再度の質問をしたいというふうに思いますが、介護予防事業のうち、通所型Aの事業で「こだまの里の事業」というのがあるのですが、本事業は、旧瑞穂町の時代に町の独自事業として、府下でも最初に取り組んだ予防事業でありまして、特にこの当時は、入浴サービスもついておるといような予防事業でありまして、大変ユニークな事業であったなというふうに思っております。この事業については、導入にあたっては、今おります大西課長のほうも当時の担当者として随分苦労もされておったなというふうな記憶にあるんですが、そういうことで、多くの皆さんにこの事業を利用されてきた経過もありますけれども、現在、年々利用者が減少傾向にあるというふうに聞いておりますけれども、現状はどうなのか。また、今後の課題も含めて、今後の事業推進をどのように考えておられるのかお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） ただいまございました「こだまの里」でございますけども、これまでは瑞穂地域だけの送迎エリアとされておりましたけども、事業所のご理解とご努力をいただきまして、丹波地区への送迎も開始されたと聞いております。それによりまして、利用者の方も若干ではございますが、増えてきているというふうに伺っております。「こだまの里」につきましては、先ほどもございましたように、入浴サービスを有する介護予防の事業所としての特色を生かしていただきまして、自宅で入浴することに不安のある方などの利用につながっていけばと考えております。利用者の希望に応じたサービス提供につながるよう相談等において、こういう施設がありますというようなことで紹介をさせていただいたり、説明のほうを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 最後に、今回の改正は、平成27年度から急遽移行されたもので、事業所にとりましては戸惑いもあったというふうにお聞きいたしました。サービスの提供に当たっては、国が定める予防給付の上限額が決められていて、今後の委託事業のあり方等から、事業所にとっては今後の事業展開がなかなか見えにくいというような話もお聞きをいたしますが、町としてどのような支援・指導を今後行っていくつもりなのかお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 第6期の計画において、介護予防・日常生活支援総合事業へのスムーズな移行が大きな課題となっていた中で、町内事業所を初め関係機関の皆様のご理解とご協力をいただきましたおかげで、利用者の皆様に混乱を与えることなく総合事業へ移行できたところでありまして、改めてお礼を申し上げます。

総合事業へ移行して半年が経過することから、各事業所にヒアリングを実施し課題を共有しながら、さらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 総合事業を移行して半年が経過をいたしました。利用者の皆さんには、今もありましたように、大きな混乱もなくスムーズに移行をしているということですので、今後とも利用者の皆さんが安心してサービスが受けられるように、特によく言われておりますが、保険あって介護なしというようなことのないように、事業所とも十分連携をとって

ただいて、事業推進に当たられることを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで山内武夫君の一般質問を終わります。

次に、森田幸子君の発言を許可します。

○3番（森田幸子君） 3番、公明党の森田幸子です。

平成28年第3回定例会における私の一般質問を行わせていただきます。

初めに、被災者支援対策等について、被災者支援システムとは、平成7年の阪神淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したシステムで、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで罹災証明書の発行から支援金や義援金の交付、また、救援物資の管理、仮設住宅の入退去などを一元的に管理できるシステムです。地震などの大規模災害により不自由な生活を余儀なくされている被災者の支援には、被災自治体による迅速な被災者情報の把握とさまざまな行政サービスの提供が求められます。

そこで、膨大な行政事務の負担を軽減し、被災者への迅速な行政サービスの提供に役立つのが被災者支援システムであります。災害発生時は、何よりも人命救助が最優先となりますが、次に必要なのは被災者への支援であり、中でも家を失った住民が生活再建に向けて必要なのは罹災証明書です。罹災証明書を発行するためには、住民基本台帳と家屋台帳、そして被災状況を確認して、新たに作成した調査結果、この3つのデータベースを突き合わせる必要があります。本町においても京都府と連携した被災者生活再建支援システムが導入されています。この支援システムの概要と進捗状況及び運用に向けての今後のスケジュールについてお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 被災者生活再建支援システムは、災害発生時の被害状況調査及び罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等を公正公平かつ迅速に実施するためのシステムでありまして、昨年度、京都府と市町村が共同で導入し、運用を開始しております。

今後につきましては、職員のシステム操作等に関する習熟度を高めるため、京都府が開催しますシステム研修会に積極的に参加する予定としております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今答えていただきました京都府における研修会を積極的に参加いただきまして、また、次に行きます。

突然の激甚災害時にのみ行う支援システムの円滑な執行ができるかどうかが大変になって

きます。

そこで、次の3点について、取り組んでいく考えはないかお伺いします。

1、職員研修などで、地域防災計画上の職務について職員に周知すること。

2番目には、その職務を実際に遂行するために、被災者生活再建支援システムがあることをあわせて周知すること。

3つ目には、職員に支援システムの操作研修を行うこと。

について、取り組んでいく考えはないかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地域防災計画や災害応急対策計画に基づく災害時の対応について認識していると理解しております。さらに理解が深まるよう機会を捉えて周知していきたいと考えております。

もう一つ、被災者支援システムについても周知してまいります。

京都府の実施する研修会に参加し理解を深めております。今後もシステムの研修会に職員を参加させ、操作の習熟を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） ありがとうございます。

これからの取り組みについてお伺いいたしまして、また、いつ何どきすごい大震災が来るかわかりませんので、常にこういった研修なんかも、また職員同士で今後も進めていっていただきたいと思っております。

次の質問に行きます。

安心・安全対策について、一つ目、高齢者肺炎球菌ワクチン助成制度について、肺炎は、日本人の死因第3位の疾患です。しかも肺炎によって亡くなる方の実に約95%が65歳以上となっています。このように肺炎は65歳以上の方にとって、軽視できない疾患です。高齢者の肺炎予防のための定期接種制度が平成26年10月に開始され、本年の4月から制度運用3年目に入りました。1年目は、開始時期が秋であったため、接種期間は平成27年3月までの半年間でしたが、昨年度からは4月から3月までの1年間の接種期間となっております。定期接種の対象者は、65歳から100歳までの5歳刻みの各年齢になる方で、対象となる年度においてのみ定期接種としての公費助成を受けることが可能です。国としては、平成26年度から平成30年度までの間に1人1回定期接種の機会を設けており、平成31年度以降は、65歳のみになる予定であります。平成30年度末までの定期接種制度の経過

措置期間は、65歳以上の接種を底上げするチャンスではありますが、その周知方法や町の取り組みによって、この5年間で非常に大きな差が開くことが予想されます。また、このことによって、肺炎による入院や死亡にも大きな差が出てくる可能性があります。町民の命を守るため、ぜひ積極的な取り組みをしていただきたいと思います。

本町では、65歳の方に個別通知をしています。昨年度のワクチン接種率と今後の目標接種率、また、目標達成に向けての対策をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成27年度の接種率ですが、45.6%となっております。

この高齢者肺炎球菌ワクチン接種は、主に個人の疾病予防を目的として対象者本人の意思によって受ける予防接種であることから、目標接種率等を設けて対策を講じるものではないと理解しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 決算の事業報告書では、平成26年度接種者数632人、平成27年度では接種者数が602人で30人の減となっております。平成26年度は、先ほども言いましたように、10月からの開始で半年間の間で632人、平成27年度では、丸1年間で602人で30人の減となっております。この減の要因の考えをお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 要因ですけれども、特にこちらのほうで聞き取りなりの調査はさせていただいたわけではございませんけれども、先ほど、町長の答弁にもございましたように、この予防接種につきましては、個人の疾病予防を目的にしておるものでございまして、ご本人さんの意思によって受けていただくということになっております。先ほども申しましたように、そのあたりの調査まではできておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今、答弁いただきました。

一度通知をしたらよだけでのワクチン接種ではないと思います。また、今も言われましたように、個人の肺炎になることのリスクを低めるワクチンでありますので、こういった住民の方に1人でもそうしたリスクが下がるように、元気で命を守る対策でありますので、もう少し積極的に取り組んでいただきたいと思います。対象者が高齢者のため、年度初めの通知だけでは、定期接種対象者であるということを忘れてしまう高齢者はたくさんいると考

えられます。また、助成を受けられる機会は生涯に1回のみで、インフルエンザワクチンと異なり、肺炎球菌ワクチンは認知度が低いこともあり、接種しやすい環境の整備や接種率を上げていく取り組みは必要ではないでしょうか。

そこで、接種率向上対策として、住民健診結果説明時に肺炎球菌ワクチン接種の周知を行う考えはないかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） この予防接種ですが、本人の意思により受ける予防接種で、接種勧奨を要しないものとされているところでもあります。

本来、接種勧奨を行う必要はありませんが、このワクチン接種は対象年齢が限られていることと、疾病予防につなげていただくため、本町独自に対象年齢の方にそれぞれの個別に案内をお送りしているところではありますが、さらなる啓発等に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） この肺炎球菌ワクチンには、大きな医療費削減効果も期待されております。公開されています厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会ワクチン評価に関する小委員会報告では、高齢者肺炎球菌ワクチンを毎年65歳の方全員に接種した場合、1年当たり5,115億円の保険医療費が削減できると試算をされています。この報告をもとにして、対象者への再通知を実施することにより、仮に接種率が京丹波町内で10%の29人が増えた場合、65歳だけでも約1,030万円の保険医療費の削減が期待できます。

なお、これは、65歳人口のみでの費用対効果であるため、実際は、さらなる保険医療費の削減が期待できることとなります。70歳以上の定期対象者についても同様の医療費削減が期待できるためです。今後の超高齢社会を迎えるに当たり、国保の医療費の増加を抑えるためには、このワクチンの接種率を上げて、肺炎にかかる医療費を削減することが非常に有効な手段となるのではないかと思います。この点に関して、国保の担当課のお考えをお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） この肺炎球菌ワクチンがどれぐらいの削減効果があるかというところで、調査のほうは数字的には把握はしておりませんが、こういったことが国保の事業の運営に少しでも還元していくといいかなというふうに現在は考えているところでございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 定期接種対象者の接種忘れを防ぐため、ある時点で未接種の方を抽出して、再度接種期限をお知らせする個別通知を実施している自治体もあるようです。こうした取り組みにより、再通知後の接種増加の報告があったそうです。

また、国保課が定期的に郵送している送付物に接種期限のお知らせを同封して、接種率向上を図っている自治体もあるようです。本町でもこうした取り組みができないか再度お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） ただいまの質問でございますけども、このワクチン接種を受けられた後、町のほうに実績と請求が来るわけでございますけども、その請求につきましても、タイムラグがありまして、リアルタイムで接種をされた方を把握するのがなかなか難しい状況でございます。医療機関には、できるだけ早く請求等をお願いはさせていただいておりますけども、何分1年を通しての接種ということもございますので、リアルタイムでの把握がまず一つ目には難しいというふうに考えております。

また、健診の結果説明会、いわゆる結果返しのとき等にそういったチラシを配布するようなことで対策を考えていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 何分にも高齢者の方がほとんどなので、親切のためにもそうした配慮で町民さんにも周知の徹底をしていただきたいと願っております。

次に行きます。

済みません。お手元に資料をお配りさせていただきまして、私が言うよりも、これが一番よくわかりやすいと思って資料を配付させていただきました。

次に、3歳未満のB型肝炎ワクチン予防接種の公費助成についてお伺いいたします。

公明党が2013年の参院選重点政策で、B型肝炎ワクチンの定期接種化を主張し、11月には与党のワクチン予防議員連盟として関係大臣に要望、国会でも積極的にこの問題を取り上げ、定期接種化を急ぐよう政府に要望しておりましたが、本年10月から、1歳未満の乳児に対し定期接種と決まり、大変喜んでおります。

今回、私がお尋ねするのは、定期接種の対象とならなかった3歳未満の乳幼児に対して、公費助成をする考えはないのかということです。平成24年日本小児科学会は、厚生労働大臣に提出した要望書の中でこのように述べられています。

我が国でのB型肝炎ウイルスに起因する肝がんの死亡者数は年間約5,000人、肝硬変

による死亡者数は1,000人、また、年間6,000人以上の新規感染者がいると推計される。特に、小児の感染者は、無症状でも体液中のウイルス量が多く、感染源になりやすい可能性もある。ウイルスに感染後、ウイルスが肝臓に住みつ়く状態、いわゆるキャリアと呼ばれる状態に移行する確率は、1歳未満の場合90%、1歳から4歳の場合20%から50%、それ以上の年齢になると1%以下に激減する。

一方、乳児にB型肝炎ワクチンを接種すると95%以上で抗体が獲得され、感染防止効果は20年以上続き安全性も高いと。

また、日本小児感染症学会の集団保育における感染対策の論文によると、ウイルスのキャリアの人の血液だけでなく、唾液、汗、尿、涙からも感染の可能性があり、小児期の感染、特に3歳未満児はその90%がキャリア化しやすく、一生の問題となり得るとありました。平成14年には、佐賀の保育所で園児19名を含む25名の集団感染の事例も起きています。この病気の怖いところは、うつってもすぐには何の症状も出ないこと。しかし、小さいうちにキャリアになると、大人になってからいつ発病するかわかりません。時限爆弾を抱えるようなものです。慢性肝炎に移行し、肝硬変になり、肝がんへと進行してしまいます。定期接種化が始まる今だからこそ申し上げます。1歳から3歳で京丹波町には約200名の対象者です。この幼児たちに時限的に任意接種への公費助成をする考えはないか伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 予防接種施行令の改正によりまして、本年10月からB型肝炎ワクチンが定期接種となることから、予防接種委託料等の経費を補正予算でお願いしているところでございます。

この施行令により予防接種の対象者は、平成28年4月1日以降に生まれた1歳までの方に接種することとされております。

国が定める対象年齢以外の接種は、予防接種健康被害救済制度の対象とならないことと、また、新たに定期接種となることから、まずは対象年齢の方に安定供給することが重要でありまして、現在のところ対象年齢を拡大して独自助成は考えていないということです。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今、お答えいただきました。

補償の問題もあるかとは思いますが、国で言われる1歳未満の方には、そうした補償の問題も国がちゃんとかかわって定義づけられておりますが、私、先ほども長いこといいましたが、1歳から4歳の場合、50%にも感染する高度な感染率があります。そして、1日違い

で同じゼロ歳であってもできない方もおられますし、資料にもありますように、キャリア化といいましたら、感染後にウイルスが免疫応答によって排除されず、体内にとまり続ける状態です。キャリア化になってしまう疑いがあるのは、ゼロ歳から3歳までの期間がウイルスに感染しやすい、キャリア化になってしまいやすい時期を逃すわけには行かないと、私もずっと勉強をさせていただいて、町長に、担当課にもっと詳しく申し出ていかなければと思っていたのですが、今の1歳、2歳、3歳の方の救済措置は、来年の予算のときでも考えていただきたいし、また前向きに、これはできないと言うだけではなしに、本当に幼い子どもを守っていくためにも、前向きにこれから取り組んでいただきたいと要望して、次の質問に行きます。

それと、済みません。これは単年度だけで継続的にする事業ではないということも申し合わせておきます。

次の質問に行きます。

AED設置について伺います。

公的な施設にはほとんど設置されていると考えます。夜間休日などは設置されていても使用することができません。

これは実際にあったのですが、ある方が倒れて、警察の方が小学校のAEDを持ってきてほしいと頼まれたそうで、ある町民さんは急いで学校に行くと、校舎が閉まっていて間に合わず、そのうちに救急車が来たそうです。24時間対応の警察署にこそAEDを設置すべきではと、その方も強く言われておりました。

そこで、夜間休日など、いつでも対応できる町内の警察署、交番及び駐在所にAEDの設置を要望する考えはないか伺いたします。

そして、町民に対し、AED設置個所について周知徹底することが大事であると考えます。広報を行う考えはないか伺いたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） AEDを交番、駐在所に設置していただくための要望は考えておりません。

公共施設に設置されたAEDにつきましては、町ホームページにおいてお知らせしております。また、京都府・京都中部広域消防組合のホームページでも確認することができます。今後におきましても、お知らせ版等を活用し、広報を行ってまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 警察署、交番に要望する考えはない何か根拠があるのかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 特に根拠というものはございませんけれども、現在、南丹警察署管内におきましても伺ったところ、本署に1台のみの設置というふうには伺いました。

それで、このAEDにつきましては、適正な配置に関するガイドラインというものも出ておりまして、そこの中でいきますと、当然、交番でありますとか消防署等の人口の密集するところには設置することが望ましいというふうには掲げられております。

しかしながら、AEDの導入に関しましては、当然、経費も必要になってくることもございますし、事業者として適正に配置をするということになりますと、通常の管理に加えまして、維持的な管理も加わってくるということでもございますので、その辺につきましては、各事業所等の判断によって設置されるべきものというふうには考えております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今、答えていただきました。

九州のほうのある警察署には、AEDが設置されたというニュースも以前にも聞かせていただきましたので、こういった町民さんの声があるということを考えていただきまして、また機会を捉えて警察署には必要ではないかということ、何とか前向きに設置していただけるような対策も考えていただきたいと思っております。

今、最後にも言いました、町民さんにどこにあるか、設置がされているか、またそれこそ警察署の方にも、夜間であったりしても、あそこにあるという周知徹底をお願いできないか、再度お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現在につきましては、ホームページ上でも公表はしておりますが、最新のものに更新もされておられませんし、また、京都府さんの発表されているもの、それから、広域消防が発表しているもの、それぞれ異なるところもあるというふうになっておりますので、まず一旦はホームページで公表しているものにつきましても、改めて調査をさせていただいた上で、更新をしたいというふうには考えております。

それから、町長が先ほど答弁でも申し上げましたように、お知らせ版等におきまして、今後、そういう機会を設けて、住民の方にお知らせはしてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 重なりますが、警察署の方にも、ホームページを開いて認識をしていただけるような要望もしていただけたらうれしいと思います。

次、行きます。

小・中学校においても休日などにグラウンド使用などでAEDが必要となった場合に備えて、校舎外に設置する考えはないかお伺いします。

平成27年6月議会で学校施設での夜間の使用については検討するとのことであったが、その後の検討結果をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 屋外へのAED設置については、盗難、あるいは故障などを防ぎながら、かつ誰でもいつでも使用できる適正な保管管理や運用ということが求められるかと思っています。したがって、屋外の設置については、機器自体が非常に高額なものでもあり、防犯面、あるいは設置に係る経費等を鑑みまして、引き続き慎重に検討していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今後また対策をよろしく願います。

最後になりました。地域福祉コーディネーターについて、ごみ屋敷やひきこもり、若年性認知症などの問題を抱えながら、必要・最適なサービスを受けられずに困っている住民がいると思われまます。本町の実態と、こうした人々の課題解決にどのように取り組んでいこうと考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 対象者の家族や民生委員さんからの相談を受けまして、地域包括支援センターや地区担当保健師等を中心に、関係機関とも連携の上、それぞれのケースに応じたサービス等の提供に努めているところであります。

引き続き、本人や家族等の意思を尊重した上で、民生委員さんや関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに応じた支援に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今、お答えいただきました。

住民さん一人ひとりの悩み、要望も本当に違うと思いますし、そういった方に個々に対象

者に適切に対応していくとのお答えでありましたが、結果的に、あのお家は全然地域にも出られないし、ごみ屋敷となって手もつけられないしということも、私、回っておりまして聞かせていただきます。そして、民生委員さんやいろんな方の支えがあっても、どうしようもない住民さんもおられるのではないかと思います、この点どうでしょう。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） ただいまございましたように、例えば、民生委員さんなりからご相談がありまして、訪問をさせていただいたりするわけなんですけども、そこで、お家として困っておることがないとか、なかなか周りから見れば本当に大変なケースというふうに見えるんですけども、その辺で踏み込めない状況もかなりございます。そういった場合には、定期的にお伺いをしたり、お話を聞かせていただくというような形で、見守りと言ったらあれなんですけども、そういう形をとらせていただいているケースもございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今、担当課にお答えいただきました。

そういった適切なサービスを受けられずにいる住民に積極的にかかわり、課題解決に取り組む地域福祉コーディネーターが平成26年に神奈川県厚木市に配置され、成果を上げ始めているとありました。同コーディネーターは、社会福祉士らが当たり、市内全域をカバーしており、社会的孤立状態にある人や必要な支援につながらない人の「声なきSOS」をキャッチし、行政や自治会、住民、ボランティアなどと連携しながら、地域全体で支える仕組みづくりに取り組んでおられます。こうして成果が出てきたと神奈川県の厚木市では、コーディネーターを設置してからの社会的孤立状態にある方は、本当に必要な支援につながらない悩みがあって、こういった事業を設置されました。また、すぐにそういった方の支援にかかわって解決がすぐにできたわけでもないそうです。近くでは、大阪の豊中市でこうしたコーディネーターがソーシャルワーカーと名前は違いますが、こうした事業を立ち上げて、日本の中でも本当に豊中市は有名で、すごく視察に来られているそうで、私も何年か前に行かせていただきましたが、すぐにはこうした体制はできないが、福祉のコーディネーターさんが本当にその人の身になって、見守りだけではなしに、解決するに当たっての並々ならぬ苦労があったこともたくさん聞いております。本町においても地域の課題、悩みの解決へ向けて地域福祉コーディネーターの事業を導入する考えはないか、再度お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町内の商店、あるいは事業所などの協力事業者や各種団体等が日常生

活や日常業務の中で訪れた先で、異変に気づいたときに連絡いただき必要な支援につなげることを目的に、本年度から見守りネットワーク事業を社会福祉協議会に委託し、高齢者、障害者、児童などを地域全体で見守るシステムの構築に取り組んでいるところであります。

また、昨年度は、町の委託事業として実施しました生活支援サービスボランティア養成事業の修了者などが、依頼者と一緒にごみの分別や、衣類の整理、家具の移動など、暮らしの中の困りごとに対応する、住民寄り添い型助け合い活動「かがやき」を社会福祉協議会の独自事業として、本年度から実施いただいております。

こうした地域全体で見守り助け合う二つの新規事業のコーディネートを社会福祉協議会において担っていただくことにもなっております。まずはこれらの事業の推進に努めることとしておりますので、地域福祉コーディネーターの設置については考えていないということです。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） お答えいただきました。

あらゆる町民さんの悩みに答えていただけるような新しい対策も立てられたと、今、町長さんもおっしゃっていただきましたが、あらゆる方に救援の手が差し伸べられて解決できるような事業が展開できることを希望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、森田幸子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩します。2時50分まで。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時50分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、坂本美智代君の発言を許可します。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） それでは、ただいまから平成28年第3回定例議会におきまして通告書に従い、次の4点について町長並びに教育長にお尋ねをいたします。

本日、最後の質問でございます。どうかよろしく願います。

まず、1点目には、介護保険制度について、町長にお尋ねをいたします。

1つに、要介護認定者の過半数を占める軽度者とされる要介護1・2、約29万人について、訪問介護の生活援助やベッド、車椅子など、福祉用具のレンタルを原則自己負担とする具体案が来年の通常国会へ提出を目指し検討がされております。

これまで生活援助や福祉用具レンタルについては、現行1割の利用料であったものを10

割負担とし、後から保険給付分で払い戻すとしております。

また、生活援助の場合は、60分程度の利用で一旦2,250円以上支払うこととなり、サービス利用の抑制が出てくる恐れがあります。在宅で暮らす利用者にとって、生活援助のサービスは命綱とも言えます。こうした改悪案は、安倍首相が言っている介護離職ゼロに逆行するものであります。

国会で我が党の小池 晃議員の質問に安倍首相は、「制度の持続性を考えてである。」とこの改悪を正当化した答弁をされましたが、しかし、制度は残るかもしれませんが、国民の命や健康の持続可能を破壊されるとした指摘に対し、反論することができませんでした。

私は、介護保険制度を設けた原点に立ち戻るべきであると考えます。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

要支援1・2に続いて、要介護1・2と認定された方についても、訪問介護の生活援助などのサービス利用料が現行1割の利用料であったものが保険給付から外され、後で保険給付分を払い戻すとしても、原則10割の自己負担となります。本町での要支援1・2の人数、そして、本町での要介護1・2の人数、そして、訪問介護の生活援助のサービスの利用者数は何人かお答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 要介護2以下の認定者の保険給付の見直しにつきましては、国において議論が始まったところですので、国の動向を注視するとともに、民間事業者等が独自に提供されるサービスも含め、地域全体で高齢者の皆さんを支える体制づくりに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

数字等は、担当課長に答弁させます。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） まず、訪問介護全体の人数でございますけども、予防の訪問介護も含めまして、全体で221名となっております。そのうち生活援助を利用されております要介護1と2の方が合わせて92人というふうになっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 本町での要介護人数ですが、平成27年度の決算資料を見せただきましたら、要介護度1は1号被保険者で195人、2号被保険者で4人、そして、要介護度2の1号被保険者は228人で、2号被保険者は8人と、合計495人の方が要介護度1・2の対象になるということになっております。

そこで、先ほど課長がおっしゃいました生活援助のサービスを利用されているという方は、1と2を合わせて92人ということであります。結構おられるなど私は考えておりますが、サービスを利用されているうち、それぞれ週に何回ほど利用されているのか、それぞれおられるかとは思いますが、平均的には大体週に何回利用される方が多いのかどうかお伺いしたいのと。

あわせて、このことによりまして、利用者さんは、一旦、自己負担をするわけですから、利用者と事業所のほうへの影響も何らかあるかと思えます。その辺はどのように見ておられるのかどうかお伺いしたいと思えます。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） サービスの訪問介護を利用されている方がどれぐらいの利用頻度かということでございますけれども、申しわけございませんが、ちょっと資料について持ち合わせておりませんので、ご容赦をいただきたいと思えますが、それぞれ介護度に応じて利用頻度が変わってきているというようなことで、お許しをいただきたいと思えます。

それと、もう1点ありました、いわゆる償還払いみたいな形になってきた場合のことでございますけれども、そのあたりにつきまして国のほうも議論を始められたところでもございまして、私どものほうにも、過日、新聞等で報道されておりますけれども、それ以上の情報というのを持ち合わせておりませんので、お答えをさせていただくことができません。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今、議論に入り、来年の国会で出されてくるとは思うんですけども、やはりこうして新聞等にも発表もされている中で、そういうこともきちっと想定した上で問題も考えて、今後、対応も考えていただきたいということを要望しておきます。

特に、生活援助の場合は、ヘルパーさんが入っていただいて、お家の中での家事全般を手助けしていただくということになっております。利用者さんにとっては、それがなかったら死活問題にもかかわってくるわけでありますから、やはりそういったこともしっかりと町として見越して、勉強ではないですけど、対応も考えておいていただきたいということを要望したいと思います。

事業所に対しても、やはりそれだけ利用者さんがヘルパーさんを利用することが少なくなった場合、収益にも関係するわけですから、そういうことも大きな影響が出てくるのではないかと思います。

それとあわせて2つ目ですが、福祉用具のベッドや車椅子のレンタル利用料の全額自己負

担についてであります。これは平成18年に要支援1から要介護1の方のベッドや車椅子の利用料は、保険給付から外されました。うちの母親もベッドを取り上げられました。そのときでもベッドを返還された方もあったと思います。それに続き、今回は、要介護2の方も取り上げようとするものであります。本町での要介護2以下の方で、福祉用具レンタル利用者数はベッドで何人、車椅子で何人、山崎議員さんとちょっとかかわる部分があるかと思いますが、こうした福祉用具レンタル利用者というのは何人おられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 要介護2以下の福祉用具貸与の利用者につきましては、平成28年6月サービス提供分の実績では、認定者数1,153人のうち263人の方が利用されており、利用率は要介護認定者の約22.8%となっております。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） それぞれの用具ごとの要支援1から要介護2の方の人数を報告させていただきます。

平成28年6月のサービス提供分の実績の数字になりますので、ご容赦いただきたいと思っております。

まず、車椅子でございますけども32件、歩行器が122件、手すりが131件、床ずれ防止用具が12件、移動用リフトが6件、ベッドが84件、合計で387件となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 福祉用具レンタルの中でも、私は、ベッド、車椅子が多いかなと思いましたが、手すりなり、歩行器なり、387件ということでもあります。やはり福祉用具というのは、介護予防の大変重点なものでありますので、手助けするというんですか、介護度を重症にしないための大きな予防のものであります。これを自己負担とするということで、これも一旦支払って、それから給付分で返すというようなことではあります。やはり一旦支払うとなれば、手元にそのお金がなければ借りられないという方も出てくると同時に、不安ももちろんあると思うんですよね、お年寄りの方にとっては。お金だけでなく、またそういった不安も駆り立てるようなレンタル利用料の全額負担ということは、大変お家の方にとっても手がかかってくるということになるんですよね。移動したくても、車椅子で今までだったら自分で移動ができたものが、もし車椅子を取り上げられた場合、取り上げられたという

より利用ができなくなった場合、家族は誰かが手助けしないとイケない。そうなれば、やはり四六時中ずっとおれるわけでもありませんし、そうかといっておらなかつたらこけてたら、また重症化するということが目の前に見えてるわけなんです。そういうことは安倍首相が言ってます介護離職ゼロというのは、本当に真逆のことになって、目が離せないということは仕事もやめざるを得ないと、誰かが、家族の方がね。そういうことにもなってくるわけなんですよね。そうすることによって、転倒すれば骨折する。骨折すれば医療費はかかる。医療費がかかれば、重度化すれば、介護保険もかかると。悪循環であると思うのですけれども、大体、ベッドとか、車椅子とかは、月額幾らぐらいのこれまでは支払いをしていたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 一月当たりの利用金額でございますけども、これも平成28年の6月のサービス提供分の福祉用具の実績から見させていただいた数字になりますけども、車椅子でしたら一月の利用者の負担額1割分が135円から3,400円の間となります。これは、ご承知のように、電動車椅子であるかとか、手動であるか、また、リクライニングができるか等々によっても幅がございます。歩行器でしたら100円から800円、また、手すりでしたら100円から4,100円になります。この手すりの場合でしたら本数によってもその金額が変わりますので、そのあたりでご了承いただきたいと思っております。床ずれ防止用具につきましては250円から924円、また、移動用リフトにつきましては410円から5,140円の幅となっております。そして、ベッドでございますけども、300円から1,438円の間となっております。これにつきましても、手動式のものなのか、モーターがついておるのか、また、モーターや手すり等がつく場合によっても変わってくるということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 利用額も制度によって大変大きく幅があるわけですが、これが本当に一旦10割負担となれば、なかなか支払える方、年金暮らしの方、本当に難しいのではないかと思います。特に、手すりは、お家の事情によっては何カ所もつけないといけないところがありますのでね。それを頼りに歩行されているという方もあります。なかなかこれも国の制度と言われれば難しい点ではありますが、もし、本町として、独自策、よく医療費の委任払いとか、出産一時直接払いとか、直接お金を持たなくても町が立て替えをしてくれるといった制度があると思うんですよね。そういった制度というものは、この介護保険には活用

ができないのかどうか、私もその辺はちょっとわからないんですけども、本人が払わなくても1割負担だけで差額分は町が立て替えをするといったようなことができないのかどうか、そういうことも研究ができないか、町長にお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 検討はできても、今すぐお答えできるような状況ではないなということです。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） まず、検討していただくことが大事ですので、実態がこうなっているというのも、もちろん把握はされていると思いますけれども、実際、利用されている方は、死活問題にもかかわることでもありますので、十分研究していただきたいことを要望しておきます。

3つには、参院選が終わった途端に、特別養護老人ホームなどの介護施設入所者やショートステイを利用する低所得者を対象に、昨年につき今年の8月から食費や居住費の負担がさらに増えることとなりました。2000年、平成12年の介護保険制度の発足時は、保険給付費の対象でありました。しかし、2005年、平成17年の制度改悪で保険給付から外されましたが、国民の大きな批判を受けまして、低所得者には軽減策、補足給付が設けられました。こうした非課税世帯の施設利用者の方には、食費、部屋代に軽減措置、つまり補足給付がありましたが、昨年の8月から資産、つまり家や預貯金があれば軽減措置から外されました。この見直しから1年もたたないうちに再びの見直しがされます。今回の見直しは、遺族年金と障害者年金を非課税のため、これまでは補足給付の算定から外されておりましたが、新たに遺族年金と障害者年金が収入に加えられ、80万円を超えると補足給付が打ち切られます。そのことで最大3万円以上増える利用者も出てきます。本町での対象者人数は何人で、また、こうしたことによる施設への影響はどのように見ておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本年8月からの制度改正に伴いまして、非課税年金収入を含めて判定することによって、利用者負担段階が上がられた対象者数は、平成28年8月26日現在で、更新対象者316人のうち、67人となっており、利用料につきましては、各施設から利用者へ説明いただくことなど、個々に対応いただいているところであります。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 対象者人数は、316人中67人が収入が増えて補足給付から打ち

切られるといったことでありますが、やはりうちもそういった手紙をいただきまして、少し食費は上がりました。ここに言われるほど、3万円以上にも増えることはないのですけれども、このことによって、施設の月の利用料負担がこれまで8万5,000円だった方が13万円以上になるといった方も出ると試算されておられます。そうなれば、やはり年金ではとてもやれないと。施設には置いておけないと。家族の中でまたそういうことを抱えないといけないという方も出てくるわけなのですが、それぞれ事業所へ利用者さんに対する聞き取りもされるのではないかと思います。緊急アンケートといった調査も実施する考えはないかお伺いしたいと思います。事業者は、聞き取り等はされると思いますが、利用者さんの家族の方への負担もかかってくることでありますので、家族に対するアンケート調査もしてはどうかと思いますが、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 今回の8月からの改正によりまして、負担が上がられる方もいらっしゃるわけでございますけれども、それぞれ更新案内等の中で説明をつけさせていただいたり、また、申請に見えたときに、そのあたりを詳しく説明をさせていただいているところでございまして、現在のところアンケートの予定まではしておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 説明なしではなかなかね。判こもいただかないと、家族の同意も必要わけですから、説明はしていただいているかと思うのですけれども、なかなか家族としては、仕方がないなという部分もあれば、これ以上負担が増えたらどうすると、そういった思いもたくさんあります。そういった思いも、やはり本町ではどういった思いの方がおられるかということも必要だと思うんですよね。ただ施設が調査してます。施設から説明をしております。それだけでは、やはり家族さんの苦勞というのは、なかなかはかり知れないものがありますので、本町として、そういったアンケート等もとって、そのことを国に対してしっかりと実態はこうであるということ、この介護保険の見直しをするべきであるということ、制度の見直しを求めるべきであると私は思いますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 改正されたところですので、すぐに調査して政府にもう1回改正するようにというような、まだ月日が経っていないということでもあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） アンケートはとらないということで理解させていただいてよろしいですかね。

それでは、2点目に、子育て支援について、町長にお尋ねをいたします。

全国の208カ所の児童相談所が平成27年度に対応した児童虐待の件数が前年度比で1万4,329件増となり、10万3,260件で16%増えたとありました。このことが厚労省の調査で発表もされておりました。これは、1990年、平成2年ですが、この調査開始以来から増え続け、初めて10万件を超え、25年連続で過去最多を更新したと新聞等にも記載されておりましたが、要因には、配偶者間の暴力（DV）が行われる面前DVといった心理的児童虐待に関する警察からの通報件数が増えたこと。また、児童虐待に対する国民の関心が高まったこと。電話相談の短縮ダイヤル189、いち早くの普及が一因とみられます。京都府でも2,105件と高い水準であります。こうした子どもの命を奪うような重大な事案や心理的虐待が後を絶たないもとの、国は、5月27日、児童福祉法の関連法を改正し、児童虐待について全ての児童が健全に育成されるよう発生予防から自立支援までの対策の強化、市町村及び児童相談所の体制強化など明記をされました。

また、国においては、虐待件数に対し、児童福祉司の人員が不足しているとして、平成31年度までに児童福祉司を550人増員し、児童心理司や保健師も増やすとしています。この間、虐待件数は5.8倍に対して、児童福祉司の人員は2.2倍しか増えておりません。こうした急増する虐待に対して、児童相談所の人材確保や役割の強化は不可欠であります。そこで、町長にお伺いいたします。

法改正により、今後、一時保護などハイリスクで専門性を要する事例等は、従来どおり児童相談所で対応するとしていますが、それ以外の身近な地域での在宅支援や継続的な支援が必要な事例は虐待の事案も含め、児童相談所から市町村に送致されることとなりました。児童虐待を未然に防ぐために、市町村が児童相談所と連携を図りながら、独自に果たす役割と責任は大きく問われることとなります。

そこでお伺いしたいのは、京都府及び本町職員の体制はどうかお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都府には児童相談所が3カ所設置されております。36人の児童福祉司、その児童福祉司の指導をするスーパーバイザーが4人、児童心理司が23人配置されております。

本町におきましては、京丹波町子どもを守る地域ネットワーク協議会を組織しまして、虐

待のみならず、不登校やひきこもり、妊娠期から支援を必要とされる方に対し相談、支援を行っております。職員体制につきましては、作業療法士を含め5人の職員で対応しまして、研修等への積極的な参加や児童福祉司任用資格の取得等、専門性の向上を図り適切な相談支援に努めております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 本町の職員の場合は5人ということで、一生懸命相談等に乗っていただきながら、児童相談所と連携をとりながらしていただいているとは思いますが、児童相談所から市町村に送致されることも多くなるわけなんですよ。そういったときに、やはり対応はできるのかどうか。これ以上に職務もあるわけですし、ほとんど兼務の方も多いわけですから、職員さんで対応ができるのかどうかというのも心配されますが、その点はどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 対応するということです。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 対応していただきたいとは思いますが、もちろん。

市町村によっては、現在の体制や専門性などの差があり、問題点や課題もあるのではないかと思います。近隣の市町村の様子はどうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 近隣の状況としましては、南丹市に、本年度、虐待対応の専門の保健師さんが1名配置されました。また、亀岡市、南丹市には、家庭支援相談員という方を配置されて相談体制を強化されております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今、お聞きしましたように、南丹市、そして、亀岡市にはそれぞれ専門の保健師なり配属されたということでもあります。本町にとっても、先ほど言いました5人の職員さん、医療のほうは専門の方でしたか。専門職の人が1人おられましたか、京丹波町においても。1人いらっしゃるということでもあります。職員さんは何年かで勤務が変わるわけですので、職場が。そのたびに相談者もまた一から相談しなければならぬし、また、受ける職員さんも相談に乗るのも大変かと思っております。やはり南丹市やら亀岡市のように、保健師さんもおられるかと思っておりますが、専門的な相談というのが必要性はないの

かどうか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 本町におきましては、重篤なケースは少ないということですし、また、件数としては南丹市、亀岡市に比較しますと、少ないというふうには認識しております。また、母子保健の担当の保健師が母子手帳の交付時から個別に面談をしております。また、きめ細やかな対応をしておりますので、未然防止、予防に努めているところでございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 幸いと言っていいのか、やっぱりそういった重篤なケースがないということなので、よろしいんですけども、京都以北には福知山に児童相談所が1つあります。そして、亀岡・南丹・京丹波の児童相談所の所管は東山区の京都府家庭支援総合センターとなっております。大変地理的にも夜間の緊急対応等には困難でありまして、迅速な対応の点でも支障を来すのではないのでしょうか。本町は、どちらかと言えば、福知山の児童相談所のほうが地理的にも近いと思います。これがいいのか悪いのかわかりませんが、福知山の児童相談所のほうにも相談ができるよう求めるべきではないかと考えますが、町長お伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに、距離からいうと、福知山のほうが近いですけど、京都府の施設ですので、相談すべきところに原則相談することだというふうに思っております。何かのときはそういう話は出したいなとは思いますが。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 京都府は1つなので、ぜひ福知山のほうにも、地理的にも、時間的にも、また職員さん、そして相談者にとっても時間的に大変短いほうがいいのかと思いますので、そのようなこと、機会があるごとによりしくお願いします。

2つに、虐待の内容についてであります。暴言などによる心理的虐待が年々増えております。47.2%と半分近く占めております。児童虐待の背景には、親の経済的貧困があるとも言われております。本町における近年の相談内容というのは変わってきているのかどうかお伺いしたいのと。やはり、親の経済的貧困があるということも関連性があるのではないかと思います。その点町長の見解をお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いずれにしても、今おっしゃっているようなことは全部関係していると思います。先ほどの児童相談所ですけれど、絶えず児童相談所に相談するんやなしに、ご承知のとおり、南丹保健所から来てくれて、そこから叶わんことについて相談するという体制ですので、そのように理解しておいてもらったらうれしいです。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 最近の傾向としましては、養育力不足によるネグレクトや家庭の生活基盤の弱さが虐待につながるケースが増加しております。このケースに関しましては、関係機関と連携し持続的に現在も対応しているところでございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） それでは、3点目、就学援助について教育長にお伺いしたいと思います。

就学援助制度は、子どもの学ぶ権利を保障する制度として、各市町村で実施されております。今、子どもの貧困問題が深刻化する中、政府は子どもの貧困対策に関する大綱を策定し、就学援助の適切な運用、きめ細やかな広報等の取り組みを促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図ることとしております。

そこで、次の3つについて、教育長にお伺いします。

1つには、本町では、就学援助の支給時期が7月、12月及び3月と3回に分けて支給となっておりますが、支給月の割合はどうかお伺いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 要保護・準要保護就学援助費の支給については、おっしゃったように、年3回となっております。第1回7月が最も多くなっております。7月は、支給全体の金額ベースでいいますと47.7%。12月が34.5%。そして、3月が17.8%という割合での支給となっております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 就学援助の支給を受ける生徒というのは、年々増えていると聞きますが、本町においても傾向はどうかお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 川畷教育次長。

○教育次長（川畷勇人君） 本町におきましては、小・中合わせてでございますけれども、平成25年度から11.2%、平成26年度が11.4%、平成27年度が14.8%、途中の数字ではありますが、本年度は15%ということになっております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 年々、平成25年度からこの3カ年増えてきているということでもあります。これもやはり親の雇用の問題もあれば、子どもの貧困ということが大変大きな問題だと思います。

2つには、入学準備や進級準備として、多額の費用が入学時などには必要であります。特に、小・中学校への入学準備となれば、学用品や制服、かばんなど一度にそろえることから、多額の費用を用意しなければなりません。しかし、用意ができないために、やむを得ずお金を借りてそろえているといった事例もあります。教育長もご存じかと思いますが、全国的にも新1年生への入学準備費を入学前の3月に支給する自治体も増えてきております。出費のかさむ時期に間に合わないようでは意味がありません。政府の出された大綱に沿った就学援助の運用の改善を図るべきと考えますが、どうでしょうか、お伺いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 本町におきましては、まず、小・中学生の入学準備との関連での手続を申し上げますと、毎年、2月頃に、小・中学校で入学説明会を開催をしております。その際、新年度の就学援助制度について説明案内をさせていただき、新1年生については、申請書の提出期限を4月中頃と設定をさせていただいております。その後、認定審査を行うという手続になりますので、現行の手続上、こうした手続によりますので、認定審査、決定を経て、準備できれば7月が正直なところ最短と、現行ではそういうふうになっております。以上であります。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 入学説明会のときに、一応説明案内をして、そして、申請書の配布を4月中頃と。入学してからということではありますが、やはり今問題となっております入学準備金を用意できないと。就学援助金が7月では間に合わない。そのことによって借金をしなければならないと。それをやはり解決するために、いろんな市町村では、3月で準備金を出すというふうに行っているところがあります。私の調べたところでは、福岡市、新潟市、青森市、板橋区、大阪の池田市とか、それぞれいろんな工夫をされておられます。それはなぜかと言えば、やはり申請書を早く親元に、全生徒に渡しているということなんです。受けようが受けまいが、一応申請書を見てもらって、申請ができるかどうかというのは、それは親の判断ですので、やはり申請書を配布する時期をもっと早めていただいて、先ほど2月に入学の事前説明があると言われたのであれば、やはりそのときに配布できないのかどうか、その点の検討をお伺いしたいのと。

それと、どうしても学期末に就学援助が入りますね、7月に。そうした場合に、これまでの毎月の学校の集金が間に合わないといったこともありますので、そういったことを池田市では、教育委員会から直接学校長のほうの口座に振り込んで、そこから必要な親御さんに支払うということになっているらしいので、そういったいろんなところで工夫もされておられますので、就学援助の活用・充実を図るということには、そういったことも調査研究をして、先進事例をできるだけ準備期に間に合うようなことにしていただきたいと思います。その点いかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） ただいま、他の先進地域での事例のご紹介もいただきましたし、本町の事務手続上の問題と、先進地域との課題、どんなことが可能なのか、調査研究課題として考えてみたいと思います。

以上であります。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 研究していただき、できたら早くしていただけたらうれしく思います。それと同時に、やはり就学援助を受けている児童生徒の中で、未納になっているという家庭はあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 川畷教育次長。

○教育次長（川畷勇人君） 給食費と通学費につきましては、現物支給ということで、直接ということで未納にはならないです。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） ちょこっと聞くと、先生がかわりに学級費なんか払っているというのも聞きますので、やっぱり先生も大変だと思います。先ほど言ったように、就学援助の準備を早くしていただきたいことを望んでおきます。

次に、三つに、就学援助の認定を行う際に、生活保護基準の月額1.3倍以下と本町ではしておりますが、保護者の経済的負担を軽減するために倍率の引き上げ、また、支給額の拡充をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 平成28年度から、小・中学校のクラブ活動費に関する費用の拡充というようなことも、これまで進めてきたところであります。そうした状況でもありますので、認定基準で定める世帯収入額の基準については、現時点では、見直しについては考えておりません。

以上であります。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） クラブ活動費は、この4月から支給されたかと思います。ホームページを見たら載っていませんでしたので、せっかくいいことをなぜ載せていないのかなというのを次長にも言いましたが、2005年、平成17年に、準要保護に対する国庫補助が廃止をされまして、一般財源化されたんですよね。一応、地方交付税を算定する際に、基準財政需要額に算入はされておりますが、就学援助に使える予算、そういったものははっきりと示されているのか。

また、国庫予算の単価がありますね。学用品だったら幾らというのが、その何割を支給しているのかどうかお伺いします。

○議長（野口久之君） 川畷教育次長。

○教育次長（川畷勇人君） 基準財政需要額に占める金額というのは、ちょっと私のほうでは把握しておりませんが、学用品だとか、通学費とか、いろんな項目の単価についてはほぼ国基準となっております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） ほぼ国基準ということで、本町としてはあれなんですけど、宮津市では、これまでは国庫予算の単価が9割であったものを10割にして、そのことによって学用品とかそういったことの拡充ができたという例もありましたので、本町は、国の基準にしっかりと沿っているということであれば、先ほどの就学援助の準備金のことをぜひよろしく願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで坂本美智代君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会します。

次の本会議は、明後日8日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時37分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 岩田恵一

〃 署名議員 北尾潤